

## 平成22年第1回竹原市議会定例会会議録

平成22年3月2日開会

(平成22年3月2日)

議席順	氏 名	出 欠
1	大 川 弘 雄	出 席
2	道 法 知 江	出 席
3	宮 原 忠 行	出 席
4	片 山 和 昭	出 席
5	鴨 宮 弘 宜	出 席
6	北 元 豊	出 席
—	—	—
8	大 森 洋	出 席
9	稲 田 雅 士	出 席
10	唐 崎 輝 喜	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席
15	天 内 茂 樹	出 席
16	小 坂 明 三	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	堀 川 豊 正	出 席
人 権 推 進 室 長	和 泉 伸 明	出 席
社 会 福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	桶 本 哲 也	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 4 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について
- 日程第 4 議案第 5 号 ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 6 号 分担金の減額について
- 日程第 6 議案第 7 号 竹原市放課後児童クラブ条例案
- 日程第 7 議案第 8 号 竹原市学校給食センター設置条例案
- 日程第 8 議案第 9 号 竹原市選挙公報発行条例案
- 日程第 9 議案第 10 号 竹原市立体育館設置及び管理条例を廃止する条例案
- 日程第 10 議案第 11 号 竹原市職員退職手当基金条例を廃止する条例案
- 日程第 11 議案第 12 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 13 号 竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 14 号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 15 号 竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例及び竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 16 号 竹原市歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 17 号 竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 18 号 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 19 号 竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 20 号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 21 号 特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

午前10時00分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長より報告いたします。

まず、監査委員より、平成21年11月から平成22年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

---

#### 日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において大森洋君、大川弘雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、議案第4号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共

団体の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第4号広島縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の減少及び規約の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、広島縣市町総合事務組合から甲双衛生組合が脱退すること及び広島縣市町総合事務組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

規約の変更の内容につきましては、組合を組織する地方公共団体のうち甲双衛生組合を削るとともに、組合の事務所の位置を変更するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4

議長（小坂智徳君） 日程第4、議案第5号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第5号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、ふれあいステーションただのうみの指定管理者を指定しようとするものであります。

竹原市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、「特定非営利活動法人福祉ステーションただのうみ」から指定管理者の指定の申請があり、申請の内容について審査した結果、適当と認められたので、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、ふれあいステーションただのうみの指定管理者として「特定非営利活動法人福祉ステーションただのうみ」を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、議案第5号についての質問をしてみたいと思います。

私は、これまで公の施設の管理運営ということで、きょう提案されているのは、指定管理者の更新という提案であります。

それで、自治法には、こういった市の公共施設の管理運営について指定管理者制度が定められておりますけれども、これ法律ができて、たしか7年ぐらいになろうかと思うんです。それで、市としてこうした公共施設の責任っていいですか、これが十分果たされているかどうかを私は検証して、見直すべきところは見直さないといけないということで質問したいと思うんです。

それで、質問の前提としては、この後何本か指定管理者制度の問題が出ます。私は、ここで働く人の条件といいますか、これ全体の分で申し上げておきますと、特に今この数年来、自由主義構造改革路線、自由主義という政治のもとで、いろんところで雇用破壊が進んでいる。いろいろ同僚議員からもワーキングプアの問題、これをいかに解消するかということも、この本議会でも出されております。私も、昨年12月には、公共事業にかかわって今仕事がない、低価格競争が乱立して大変な事態になっている、そこで働いている労働者、下請業者の生活が大変な事態になっているということで、市が発注する公共事業、あるいは業務請負契約等での雇用状況、労働者の賃金を守る必要があるんじゃないか

ということで、野田市で最初につくった公契約条例を取り上げて、竹原市も早急に導入すべきじゃないかということも提案しました。それで、たまたまことしの2月に広島で、野田市長が見えて、公契約についての講演会がありました。私も参加させていただいて、全国で初めて公契約条例をあえて踏み切った野田市長の決意というものは、いろんな市が発注する公共事業にかかわって、そこで働く人々の暮らしを守らにゃあいけんという決意は、私は伝わってきたわけです。ですから、これがパーフェクトとは確かに言いません。これは、最低賃金法の法律でもありませんから、市が発注する公共事業に対して請負業者がそれを守るかどうかと、市と業者との契約関係ということが提案されておりました。いづれにしても、そこで働く労働者、下請業者の低価格競争を防止しようと、暮らしを守っていかうということでの決意は、私も本当にすばらしい野田市長の決意だなということをつくづく感じました。

そういったことを前提にしながら、公共施設の管理運営について、今回出されているふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について、大変気になるところが1つあります。そこは、事前の委員会で資料を求めましたけれども、平成20年度の事業報告書を出していただきました。それで見てみますと、指定管理事業というこの収支を見てみますと、市が委託料といいますか、出している指定管理料が、収入として170万円あります。そして、支出としては、人件費が主だったり、水道光熱費等あるんですけども、232万6,000円支出が出ておって、この指定管理事業にかかわる収支を見ると、初めから62万6,000円の赤字なんです。ですから、あとはいろんな駅の管理、物品とかいろいろあるんですけども、市が行う公共施設の管理という面では、御存じのように、条例を見てみますと、このふれあいステーションというのは、公共施設の目的ですよ、これは、第1条に、高齢者等の介護予防及び健康づくり並びにボランティアの育成を図るんだという、私は大切な目的が掲げられている。そして、業務に当たっても、5項目にわたるステーションとしての業務が掲げられて、高齢者の健康づくりに関する事等が第1番目に掲げて、今の時代の本当に大切な施設だなというふうに思います。そして、施設の使用料は無料であります。

そして、問題は、第6条で指定管理者が行う業務というのが条例で定めております。これは、どういったことかということ、その施設の使用の許可とか、使用の許可取り消し、また最後にこのステーションの管理運営に関する業務等ということがあって、こういった、市が170万円でNPO法人にお願いするけども、初めからここは六十数万円の赤字

ということで、本当に公共施設の適正な、市が責任を持つ管理のやり方なんかということ、私は率直に市長にお尋ねしたいんです。初めからこういった、その部分は赤字になるような指定管理のあり方が適切なのかどうかということをもまず1点お尋ねしたいし、それからもう一つ、グレードアップじゃないですけども、こういった高齢者の健康づくり、高齢者の介護予防、生きがいづくり、こういった事業というのは大切なことだし、このふれあいステーションというんが施設の提供っていうことがメインにされているから、私は一部ちょっと勘違いもあったんですけども、相談事業でどンドン地域の方々のいろいろ気軽に来ていただいて、24時間じゃないけど、開館時間が、ここに8時半から5時15分まで書いてるわけですけども、こういった時間帯に気軽に来ていただいて、いろんな相談事業に当たるといって、そこはちょっと違くと、勘違いしてたところもありましたけれども、私はグレードアップといいますか、今のあれから見たら、こういった施設は、相談事業というんですかね、8時から5時、そういった、いつでも来てくださいよというような体制も整備する必要があるし、そこにはどうしてもやっぱりお金がかかるんです。だから、指定管理者として、あんたらが勝手に努力して、いろいろな面で事業をもうけてやってくれと言うだけでは、やっぱり限界がある。

先ほど言った、指定管理者事業のところで初めから赤字ということについての意見を求めていますけれども、私は2点目として、本来地域でのこういった高齢者や介護予防等の相談事業をやるための施設、その受け皿だけはできたけども、今度人がそこにいないと本当に機能しないんじゃないか。そういう面では、このままでいいのかどうかということ、2つ目は、端的に言えば、相談事業を部分的にはやられているようだけでも、そういった設置目的、公の施設の管理運営の面から見て、相談事業を行うというところでの市長の見解はどうでしょうか。2点お尋ねしておきたい。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） まず、1点目の御質問ですが、66万円の赤字で適正なやり方なのかということなんですが、先ほど議員さんも言われましたように、設管条例の中の第6条に言われました、こちらの指定管理者が行う業務で、市のほうとしてお願いしておりますのが、ステーションの使用許可及び使用許可の取り消し、ステーションの解錠及び施錠並びにかぎの管理、それとステーションの清掃をお願いしております、それぞれの賃金を適正に支払いさせていただいております。

それとまた、2番目としまして相談事業の整備でございますが、現在もふれあいステーションのほうで介護予防事業といたしまして、ステーションのほうに来ていただきまして出張相談というのをやっておりますし、また特定高齢者の介護予防事業といたしまして、職員、保健師とか、ランチの職員が出向きまして、ステーションのほうで介護予防事業を年に何回か行っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私、指定管理者という公共施設のあり方がいいのか悪いのかってことでいろいろ意見はあるにしても、私は課題があるんじゃないかなということで、この法律は確かに自治法上できて、2003年でしたか改正されて、7年ぐらいたつ。それで本当に、特に働く方々の課題を主に取り上げましたけれども、いろいろ形は違うんだけれども、私が少なくとも言いたいのは、市が委託した170万円の範囲で、実際問題は済んでない。62万6,000円も初めから出てるよということが、私は、例えば今言われたように、ここをやっぱり執拗に頑張っておられるから、新年度予算は六十何万円をアップしてやってるから心配ないよと、これは平成20年度のことであって、新年度22年度は、最低限この六十何万円の赤字にならんような予算措置はちゃっとしてますよという答弁が私は少なくともいただけるのかなと思ってたんです。ですから、私は、こういったふれあいステーションの役割から見て、初めから赤字にやるようなやり方が……。だから、もう一回お聞きしたいのは、何でこういった赤字になっているのかと。逆に言うたら、このステーションの方々が、市がやった以外のことをやってる。私は、そこが必要な分だから予算を出すべきだという立場で質問してるわけですから、そこはそうじゃないよと、こうこうこうで、こういった赤字が出るんはやむを得なくなってるんよと、そこはもうちょっと説明責任を果たしていただきたいなということが、ちょっと繰り返しになりますけども、1つであります。

それから、もう一つの点は、これは新たな提案になるのかもわかりませんが、本来これだけの公共施設をつくって、中心地の一番便利などこにあるわけですから、8時から5時15分までの間にいろんな方々が気軽に来ていただいて、そこに人の配置が要りますよね。私は、相談事業を8時から5時、休館日は別として、常時できるような体制も、市民サービスとしてやっぱりやるべきじゃないかと。指定管理者の方々にいろいろ御苦労があるんだろうけども、お金とあれも出して、やっぱりそういった地域の高齢者、予防介護に役立つような相談事業も、今度は、今部分的にやっとなんと言われたけども、そうじゃなく

でも、もう少し充実する方向で検討できないかということでもありますから、そこには確かに人の配置が要る、お金が要るというのは、前提があります。だから、そこは検討していただけるのかなということが、2点目です。

議長（小坂智徳君） 民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） まず最初の当初から赤字ということもございますけども、これにつきましては、ふれあいステーションただのうみという位置の問題がありまして、そのところで、もともと忠海駅というのがJRのほうでやられていたものが民間のほうにというんですか、駅、JRが直接しないというふうなこととセットで、あそこにふれあいステーションただのうみという福祉施設と合わせて、駅業務のほうも市のほうで受けてというふうなこととセットになっておりまして、この指定管理を受けるに当たっては、自販機等の設置、今まであったものがなくなるということもあって、そこらの収入というのも合わせて、ふれあいステーションただのうみのほうの委託料を考えておりますので、事前に委員会の資料として提出させていただきましたものの中に、販売収入というのがあったと思いますけども、それとセットで委託料と販売収入のところの部分で運営ができるようにというふうなことで当初設定をしております、その中でやっていただいておりますということでございますので、御了解をお願いしたいと思います。

また、次のせっかく施設があるんだから、有効に活用するように、一日じゅう相談業務をできるようにということもございますけども、介護福祉関係の相談事業所の件につきましては、各地区にそういうブランチといいますか、忠海地区でありましたら、聖恵授産所さんのほうのところ、そういう相談支援事業もしていただいておりますし、そのところとタイアップしながら、ふれあいステーションただのうみを利用して、随時その場所を利用して、便利なところということで相談活動等も行っておりますし、いろんな団体にそこを使っていただいて、福祉相談とか福祉の事業で活用していただいているという状況でございます。

また、これをより活用するようにということもございますので、そのことにつきましては、今後も検討をして、より利活用を十分できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをします。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 私も事業報告書を見ていますから、指定管理者、今ここにある事業報告書の中では、指定管理事業や駅の管理、物品販売等で収支は黒字ということになっ

てますけれども、私が、公共施設という管理運営の仕方がどうなのかという面では、わざわざこの条例を見ると、先ほど言ったような、きちっとした立派な目的がやっぱり条例で掲げてある。そして、業務も、私ちょっと一部勘違いっていうのは、こういった高齢者の健康づくりに関することっていうから、常時その相談体制ができてるのかなということがちょっとありましたが、いずれにしても、施設はそういったために使っていただくということがありました。ですから、最初の私が言ったのは、この指定管理事業っていうのは、市がそういった指定管理する団体にお金を出す、そこが初めから六十何万円も赤字になっているっていうのは、この収支決算上は事実ですからね、だから他はあと物品もうけたり、いろんな分の販売で自動販売機でもうけてやってくれよっていうのは、公の施設の管理上から見て、これは適切な管理運営の仕方かどうかっていうのは、私はやっぱり問題があるんじゃないかということをあえて検証する必要があるんじゃないかということで提起させてもらっているわけです。ですから、ほかの伝建の分も出てきますけれども、基本的にはやっぱり市がこういったふれあいステーションという公共施設をつくる、そこでそれがきちっと管理運営できるような体制を、確かに物品でもうけてやってくれよと、そういうやり方でいいのかどうかは今問われているわけです。だから、法律では、こういった指定管理者で自治法上はやっぱりなってるけれども、実際に中身が市がただ安上がりの運営の仕方だけで、いろいろ各地でやっぱり問題が起こっている。これでいいのかなということを私は率直に申し上げたいし、だから170万円で230万円要っている。62万円も初めから赤字が出るような、こういう管理運営の仕方でもいいのかなということをもう一度、できれば、ひとつトップの人に聞かせていただきたいと。

それから、活用という問題では、せっかくただ月に1回か何回か、確かに課長の相談事業をやっているという報告がありました。私は、8時から5時半まで、休みを除いて、そういった施設の開放という本来の目的を果たそうと思うたら、どうしても人がそこにいると、相談事業なんかできやしない。だから、そこは確かに金が要ることなんです。だから、地域でそれはやっているというんがあるんか知らんけども、これはいろんな高齢者の生きがいづくり、こういった別の新たな目的も書いてあるわけですから、そこはぜひ早急に検討すべきじゃないかなということについて、くどいようですけれども、御答弁願いたい。

議長（小坂智徳君） 民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 先ほども御答弁申し上げましたように、今回お願いしておりま

すのは、NPO法人ということでございますので、その中で活動をされてる部分と市がお願いをする部分とがちょうど合致をして活動をしていただくということでございまして、また当初の委託料の金額につきましても、当然に運営が民間の活力も活用をしながら、市としてもそういう一定の財政効果もにらんで、こういうふうな指定制度というのを導入しておりますので、その中で運営ができないような状況での委託というのは、当然市としては行っておりませんし、今後もそこらのところについては十分配慮をしながらしていきたいと思っておりますので、御了解をお願いをしたいと思います。

また、この活用の部分につきましても、地域のいろんな団体にも活用をしていただいておりますし、常時あそこのふれあいステーションのほうには、展示といいますか、福祉関係のものも行っておりますし、利用される方にそういうことを見ていただきながら、地域における福祉活動の拠点としての機能を十分果たしていただいているというふうには考えておりますが、より充実していくという方向で今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

議長（小坂智徳君） 3回。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私、非営利団体として、こういった福祉の本当にボランティアっていうのも含めてやっておられるということには敬意を表したいと思うんです。それで、問題なのは、先ほど言ってるように、せっきくのこういった市として公共的な施設をつかって、初めから赤字を押しつける。それで、他の事業でもうけて、それをやんなさいよというのは、あの分が、どう考えても、公共施設の適正なといいますか、管理運営とは言えないということだけは、私は断言しておきたいと思うんです。

それで、あと改善を求めましたけども、そういった予算措置といいますか、せめて少なくとも指定管理事業で230万円要るなら、そこを補うような分の最低限として、緊急にもやっぱり対応すべきだということが、私は必要ですけども、そういったことは考えてない。だから、よそからもうけて、これやりなさいということですよ、端的に言えば。だから、私は、こういったやり方が指定管理者の大きな問題だということで、あと施設の活用というのはいろいろ検討するがあったけども、最大にやっぱりお金がかかるから、安上がりでやりたいという、その分があるんだろうけども、あくまでも公共施設だから、住民

の福祉増進のために我々の仕事があるわけであって、そこでお金を使うところはしっかり使って、地域の高齢者なり、介護予防なり役立っていただく、相談事業もあえてプラスと相談事業はやっぱりやるべきであるということを提案いたしましたけれども、私はそういった目的から見て、こういった今の状況の指定管理者の継続が適切な公の施設の管理とは言えないという面で、その是正を求めておきたいという立場から反対しておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5

議長（小坂智徳君） 日程第5、議案第6号分担金の減額についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第6号分担金の減額について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成21年7月24日から同月26日までの間の豪雨により発生した災害が激甚災害に指定され、農地及び農業用施設の災害復旧事業の補助率が高率補助の適用となったことに伴い、農業用施設整備事業等の分担金徴収条例第4条の規定により、分担金を減額することについて議会の議決を求めるものであります。

農業用施設等災害復旧事業に対する補助率は、農地については50%、農業用施設については65%であります。激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により、補助率が農地については89.1%、農業用施設については94%と高率になるものであります。

このことに伴い、分担金徴収条例による分担金の分担割合を、農地については25%から5.5%に、農業用施設については5%から0.9%にそれぞれ変更し、被災農家の負

担軽減を図り、農業経営の安定に寄与するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、このままで休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

## 日程第6

副議長（稲田雅士君） 日程第6、議案第7号竹原市放課後児童クラブ条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第7号竹原市放課後児童クラブ条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、市が行う放課後児童健全育成事業について必要な事項を定めるものであります。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に基づく児童の健全育成施策の一つであり、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であります。

本市におきましても、平成12年6月から「竹原市放課後児童クラブ設置要綱」を定め、平日の放課後、土曜日及び長期学校休業日等に放課後児童クラブを開設し、事業を運営しているところでありますが、より一層の児童の健全な育成を促進するため、このたび、竹原市放課後児童クラブ条例を制定するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

5番。

5番（鴨宮弘宜君） それでは、議案第7号の竹原市放課後児童クラブ条例案につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

専業主婦が多かった時代から、自身のキャリアを生かして、もう一度子育てをある程度終わったときに働きたいという女性もふえてまいりました。また、家計の事情といいますか、昨今の大変な経済事情によって働かざるを得ないという方もふえてまいりました。また、人口減少ということで、就業者数が大変落ち込んでまいります。その中で、国等においても働きやすい環境づくりということで進めておられるところをごさいます、これから、両親含めて、保護者が働く環境というものがだんだんとふえてくるのではなかろうかという中であって、この放課後児童クラブ条例案がこのように提出されたことは大変歓迎すべきことではあると思うんですけれども、ただ現在利用されておられる保護者の方々の多くの意見の中に、さらに時間を延長していただけないだろうかという問題、それから現在では3年生までということであるが、もう少し受け入れの学年を上げてもらいたいと。市としましては、ファミリー・サポート云々等によって、そういったところもカバーしようとしておるんですけれども、やはり親としてみれば、いかんせん小学生ということで、やはり学校が終わった、その環境の中で引き続き預かってほしいと。負担金については3,000円となっておりますけれども、高学年になったら、ある程度もっと負担がふえてでも預かってほしいと。安心して働くためにも、そうしていただきたいという声が多数私のほうも聞くわけでございます。この時間の延長もしくは3年生まで、それ以上となりますと、竹原市独自の取り組みにならざるを得ない状況もあろうかとは思いますが、竹原市独自として、就労される、保護者の方がいない家庭の小学生に対してその年齢

を上げて、竹原市独自の取り組みとして、こういった類似した対策ということができるのかどうか、その2点についてお伺いしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（大宮庄三君） 時間の延長ということでございますが、これは以前5時半までであったものを6時までに現在延長をして、行っておるところであります。その中で、6時を過ぎて保護者が迎えに来られるという方も中にはおられます。その方につきましては、ファミリー・サポート等を活用していただいて、迎えに来ていただいておりますという状況もございます。

また、時間の延長につきましては、今後の運営の中でいろいろと検討していく課題かとも思っております。

また、受け入れの学年を上げてもらえないかと、そういった声も行政のほうにも届いております。

それで、今回提案させていただきました条例の第4条の2項におきまして、市長は、前項の規定にかかわらず、児童の健全育成上特に必要があると認めるときは、当該児童を利用対象児童とすることができるというふうにうたっておりますが、例えば知的障害であるとか、さまざまな状況におきまして、昼間親がいない家庭にそういった課題のある子供が3年生を超えてでも課題があるというふうに判断される場合には、3年生を超えても、4年生以上の子供も受け入れをしている状況であります。そういったことで御理解をいただきたいと、このように思います。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 大変な御両親が働く中で、4年生、5年生、6年生といっても小学生でございますから、ぜひとも柔軟にそのあたりを対応していただきながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

あともう一点は、先般他市においてこういった児童クラブの中で遊ばせる中で、子供さんがけがをされたということがございました。その中で、指導員です、管理する側の人数が規定に達してなかった中でそういった事故が起こって、その責任を問われたという報道がなされておりましたが、この件についても、これからいろんな夏休みとか、そういった中で人数の増減というものがあるんですけれども、きちんと遊ばせる場合には、何名につき1人は必ずつけなければならないという規定があると思いますけれども、そういった形、人数の増減に対する柔軟な対応ができる状態になっておるのかどうかについて、1点

だけ御質問をさせていただきます。

副議長（稲田雅士君） 社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（大宮庄三君） 今の質問につきまして、そのとおりだと思います。

平日におきましては、学校の先生方もおられまして、養護の先生などと連携をとりながら、そういった緊急の状況に対して対応する状況もありますが、とりわけ長期休業の夏休みであるとか、冬休み等の長期休業期間、それから土曜日です。そういったときの体制というのが問題になってきます。そういった意味でマニュアルを策定いたしておりまして、そういった緊急時の対応のマニュアルに基づいて行動すると、こういうことになっております。

現在、児童の登録人数が15名を超える場合においては、指導員を2人つけるということになっております。また、障害者課題のある子供が児童クラブに来られる場合につきましては加配を配置すると、こういう体制で対応をいたしておるところでございます。

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7

副議長（稲田雅士君） 日程第7、議案第8号竹原市学校給食センター設置条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第8号竹原市学校給食センター設置条例案について、提案の理

由を御説明申し上げます。

本案は、学校給食における食の安全性の確保と積極的な食育の推進を図るため、平成22年4月1日から竹原市学校給食センターを設置するに当たり、必要な事項を定めるものであります。

また、同センターを適正かつ円滑に運営するため、関係小・中学校の校長及び保護者代表、保健所職員、学校医などで構成する竹原市学校給食センター運営委員会を設置することし、学校給食センターの運営に必要な事項について、審議していただくこととするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、質問に入りたいと思いますけれども、質問に入る前に、この学校給食問題、私の認識では、急ぐべき課題としては、御存じのように、賀茂川共同調理場の老朽化に対応して早期に新しい調理場を建設するかということが1つと、もう一つは、中学校3校未実施の給食をいかに早急に実現するかという2つの点が急ぐ点としてこの給食問題があるというふうに私は認識をしております。

それで、その問題をどう対応するかという面で、いろいろ私もこの場で質問したこともありますけれども、少なくとも自校方式の共同調理場、これは大原則だというふうに私は考えておりますけれども、少なくとも竹原市が今併用しているような賀茂川、竹原、こういった共同調理場ですね、これと今の自校方式を併用したような形での対応というのは、私は十分可能であったというのを今でも考えております。

それで、御存じのように、新しい給食調理場というのが6億4,600万円余りで、国の補助率が9.3%と、6,000万円余りということで、市の持ち出しといいますか、相当大きな、急激な財政負担ということはだれが見ても明らかであります。

それで、市のこれまで進めてきた考え方の中に、改めてちょっと見ておきますと、端的に言えば、行革の中の集中改革プランの中での効率化、採算性といいますか、ここがやっぱり最重点で取り組まれてきたと。引用していきますと、平成19年1月に、総務文教委員会の資料を見ておりましたら、竹原市の学校給食施設整備の方針ということで、要因の2ということには、市の総合計画、行政改革、集中改革プランについてという項目を立ち上げて、学校給食施設を統合し共同調理場方式を採用することによって、効率的な学校給

食の運営に努めるものとするという、ここがいろんな面で最重点に置かれて、自校方式とか、いろんな地産地消、食育、これがどうなるんかと、子供たちにとっての学校給食はどれが一番すばらしい調理場になるのかという今まで議論がありましたけれども、そこは本気で検討してきたのかなということは、いまだに疑問を持たざるを得ません。

それで、質問しておきたいのは、これはよその例でちょっと恐縮なんですけど、ある新聞の記事に載っておりましたので、紹介して質問になろうかと思うんですが。実は、これ鳥取市長選挙が4月4日に告示されるということが新聞に載ってありまして、ここの市長候補の方が砂場隆浩さんという方で、朝日新聞の記者をされとる方ということで、この市長候補には民主党と社会民主党の方が推薦して、共産党としては支持という選挙みたいですけども。私が言いたいのは、この市長選挙の候補者の方が、こういったタイトルで新聞記事に書かれておりましたんで。「無料の自校式給食を」というスローガンで書いた新聞がある。それで、この方が市長になったらということで、無料の自校式給食をということで、市長になったら学校給食を無料化するんだと、そしてセンター方式から各校の給食室で手づくりする自校方式に変えたいということが言われてるわけです。だから、私はこういった自校方式を最初言いましたけども、こういった市長候補の方もおられるんだなということで、あえて紹介させてもらってます。なぜこういうことをするかということは、1つは、給食費を無料にすることで保護者の方々の経済的負担を軽減するというのはもちろんなんですけど、そういったことが、いろんな面での個人消費をふやすことにもなるということが1つあります。それから、2つ目には、給食を自校方式にすると、地元の農家が潤うんだというふうな指摘もここに書いてあるわけです。それから、3つ目としては、給食室の新設、これ大規模じゃないんですよ、決して。給食室の新設は、小さな工事だから、地元の工務店や大工さんに元請として発注してできる公共事業なんだということが言われております。そして、子供たちが農家と触れ合う食育の機会が生まれて、調理員さんや農家の元気を生み出すんだということで、この市長候補の方は無料というんで、ちょっとまだ竹原市より一歩踏み込んで給食を無料にすると。そして、ここで4つ私が質問したい自校給食方式を私が市長になったらやりますということをあえて言うておられます。

そこで、先ほど私が、効率化、効率化と、集中改革プランで本気でいろいろな課題を研究してきたのかなということで、今実際工事が進められて、先ほど今市長の提案がありました。あえてその場で聞いておきたいのは、先ほど他の市長候補の例を挙げました。これは、私は大切な考え方だなということで、質問させていただきたいのは、1つに給食を自

校方式にするということ、地元農家が潤うんだということは、今いろんな農業、漁業、そういった地産地消等を含めて、これまでも議論があったと思います。ここを今の時点でセンター方式にすると、私は逆行する内容だということ、あえてこういった自校方式にして農家が潤うんだと、漁業の、地元の産業の振興になるんだということを訴えておられるんですけども、このことについて市長は今どう考えておられるのかを、まず1点どうしても聞いておきたいと。

それから、2つ目としては、給食室ということですから、今大きなもんをつくっているわけだから、今さら聞いてもというんがあるんかもしれないけれども、私があえてこの場で聞きたいのは、こういった給食室というのは小さな工事だから、いろんな大工さん、いろんな地域の公共事業に大いに役立つという点で、この市長候補さんがあえて出しているわけです。このことについて、今やってるからそこは知らんよという考えなのかどうか。私は、給食室の新たな小さな自校方式の調理場というのは、こういった地元の経済、大工さん、いろんな面での公共事業の発注で振興に役立つんだということを言ってるわけですが、このことについてどれだけ検討したんかということをおえてこの場で聞いておきたいというふうに思いますし、3点目として関連があるのは、食育といいますか、こういった自校方式をやれば、規模が小さいし、子供たちが、そういった調理場、いろんな面で調理員さんや農家の、さっき言った地域の振興、農家の方々の触れ合う場をつくって、本当に食の大切さっていうんですか、そこらがやっぱり身近に接することができる。こういったことは、今までも指摘がありました。この3点について、あえてどういう考えなのかを聞いておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 効率化の観点から、自校方式の給食調理についての御提言であったかと思えます。また、地元農家あるいは地域の産業との接点が自校方式によって広がり、食育等でも効果が上がるのではないかとということではございました。

効率化という点におきましては、学校現場におきまして、例えば衛生管理においても効率的に管理していくということが言えるのではないかと思います。このたび、新たに学校給食センターを建設いただきまして、完全ドライシステムという形での最新の高度な衛生管理基準で給食が提供できるということをお大変ありがたく思っておりますし、このことは、本当に子供たちにとってすばらしいことであるというふうに感じております。

また、自校方式におきまして、地域の農家との触れ合い等が確かに深く親密な関係で実

施されているということも現在事実でございますが、センター化されることによって、それでは食育を含めた、そうした地元農家との触れ合いがなくなるのかということではありません。教育委員会としましては、そうした地元農家との連携、子供たちとの学校教育現場での食育での人材的な協力をいただいての食育の振興、こういったものには努めてまいりたいと思います。

また、本日も中国新聞のほうに出ておりましたけども、福山市のほうでは、地元産業の振興というふうな形で、JAとの連携というような新たな展開も示されております。私どもも、そういったことを参考にしながら、何か地元のためにできることはないかということで、今後さらに検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願います。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 今、地産地消の分で、私もけさの中国新聞をちょうど持っていました。

どうもやっぱり今の分の中で、どうしても効率化というんが確かに出てきてしまって、本来こういった地産地消の分も、前はこの議会でいろいろあって、今の地元の調達率、これは県内というような言い方だったと思うんですけれども、私が言いたいのは、もう少し今の自校調理場方式では規模が小さいから、本当に竹原市内の農業なり漁業、地域の商店街のどこでの食材の調達とかというんでできますよね。ですから、そういった面での地域の振興、地産地消というのが、本当の意味での地産地消という意味でのどうなのかと。だから、そこは確かに効率化という面から見たら、ここは目が行かないと思うし、実際いろいろ地産地消という言葉は出るんだけど、じゃあ実際ここでは福山の場合は全体の今2割、3割しか達してないと言うんです。だから、現状の分は、例えば今の調達率と今後のセンター方式にして一括共同調理場にして、現状が今これだけの調達率、これを今度はセンター方式にしたらこれだけに上げるんだよということを一つの参考として、目標として聞いておきたいというふうに思います。

それから、一括共同調理場という、衛生管理、効率化ということが先ほど今言われました。私が、しかしさっき言ったお金のかかった分は、一括6億4,600万円で9.3%しか補助がないから、いろんな借り入れとか持ち出しとか、相当大きな一度の財政負担になっていることは間違いないですよ。ですから、私は急ぐ分と、このある程度計画的な財政支出を含めた調理場の整備ということはやっぱり要るんですけれども。だから、そう

いう面から見て、こういった例えば食育、地産地消とのかかわりから見ても、やっぱり地域での自校方式でないと、そこで調理場で実際つくっているいろんな食材、その調理、子供たちがその場で接することができるわけですから、こういった効果といたしますか、そこは一括調理場ではできない対応だと思います。ですから、そういった面から見ても、確かに効率化で衛生的な管理ができるという一面と、もっともっとそういう一面が強調されて、肝心の子供の成長といたしますか、地域でこういった食材が実際あって、こういった農業なり漁業のつながっている、そういった大切な食材なんだということが身近にわかるという面では、自校方式にかわることはあり得ないというふうに私は思います。ですから、先ほど一つの調達率の問題とかということ、ぜひもう一回、2度目の質問としてちょっと聞いておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 調達率と子供の食育の件でございますが、地元産の食材、いわゆる地産地消の達成率につきましては、3割を目標に取り組んでおりまして、県内産ということではございますけれども、竹原市におきましては28%ということで、いまだ少し30%に届かなかったというところがございました。今、議員御指摘の竹原市内の食材ということになりますと、もう少しつぶさに研究をしていかなければならないというふうに考えますが、現時点でのそうした食材の調達率等を改めて調べまして、適切な目標を定めて取り組んでまいりたいと思います。

もう一点の子供の食育にかかわって、どうしても自校方式のほうが地元との触れ合いが多いということでもございました。

各学校では、給食ばかりではありませんで、例えば総合的な学習の時間でありまして、さまざまな体験活動におきまして、栽培の学習をしたり、地元でこういった作物がとれているのかといったことを学習したり、地域の人材を招いて、そうした竹原独自の産物のことについて学ぶ機会を設けております。こういったことを食育にしっかりとつなげてまいりたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 補足をさせていただきます。

先ほど、福山市の例がありましたけど、竹原市においても地産地消による学校給食納入ルートの仕事づくりについて、今生産者と調理場が直接やりとりをするのではなく、仲介役を担うJAさんとかということについての仲介役をやっていただくということでの関

係者と今協議をしておるところでございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） こういった議論は、きのうきょう始めたわけではないですから、食材の調達の方も、前に聞いた数字のとおりですよ。今28%を30%の目標に引き上げたいということは、繰り返しそういったことは私もお聞きしました。それが、しかも県内産という形ですよ。それで、竹原市の各調理場の例でもいいんですけども、その調査が今からだという話はちょっと論外です。ちょっとこれは非常識も甚だしいということは指摘せざるを得ない。要するに、それだけずさんな、こういった給食調理場との調査研究じゃったというのが、だれが見ても言えるんじゃないかと思うんです。

それで、市長に繰り返し最初に私は質問しました。今、共同調理場ができて、提案してもう完成するというところで、全く頭に考えがないんかもしれなけども、私は先ほどよその市長の候補の方の例を挙げて、これだけ無料化の自校調理場方式をやるんだということで、考えはどうなのかということをあえて尋ねたいのは、今担当課ではそういった地産地消の問題でも、食材の調達を見ても、極めて慎重な、十分調査研究したとはとてもじゃないが言えないという現状があります。

それで、最初に端的に言いたいのは、この給食調理場を自校方式にすると地元の農家が潤うんだということについて、市長は今現時点でどういう考えなんかをちょっと1点聞いておきたいし、これで今はもうセンターもつくる途中なんだけれども、私があえて聞きたい2点目としては、こういった今の地元の大工さん等々の仕事の公共事業の発注から見ても、小さい給食室ということをあえて言ってるんだけども、こういった自校調理場方式のほうが地元の経済に大いに貢献できるという考えについては、市長の考えはどうでしょうか。2点目を聞いておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 今の給食センター建設につきましては、いろいろ協議をさせていただく中で、発注においては、市内業者の育成ということもありまして、分離発注ということについて、いろいろやらさせていただいておるところでございます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 総務文教委員会でしっかり指摘をしておくべきだったというふう

に思いますけれども、まずこの第3条、給食センターに所長、その他必要な職員を置くで、もともと学校給食センターに栄養士も調理員もいないわけがないのに、それらはその他の職員というふうに位置づけられてるわけですね、この条例案からすると。これもともと設置条例案ですからね、学校給食センターの設置条例案に、栄養士も調理員も抜けてるっていうのはどういうことですか。そういう設置条例案でいいのかっていうのが、まず1点。

それから2点目は、市長の提案理由の説明の中で、同センターを適正かつ円滑に運営するため、関係小・中学校の校長及び保護者代表、保健所職員、学校医というふうに書いてあるけれども、さっきからお話があるように、生産者、あるいは栄養に関して、子供の栄養とか、そういうことに対しての専門家、あるいは調理の専門家というふうな、いわゆる現場をよくしていくためにさまざまな助言ができるような現場の者が一人も入ってないじゃないですか。少なくともそういう経験を持っておられる方をこの中に入れるとかいう発想はないのか。もともとこの学校給食センターの発想自体が民間委託を前提にしているから、こういう設置条例案が出てくるんであって、設置条例案の体をなしていないじゃないか。その点についてお答え願いたい。

副議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 職の設置のことにかかわりましては、栄養士、その他専門にかかわる者ということで、既にこうした条例のほうには記載されているものというふうに考えております。

それから、今の専門的な方をこういった給食運営にかかわって入れていないではないかということの御指摘でございました。これにつきましては、運営委員会というものを設置して、その中でいろんなことを御審議いただくということにしております。いわゆるそうした中で、専門部会というものを立ち上げてまいりますので、そうした場に専門的な立場の方をお招きして、いろいろアドバイスしていただくというような場面をつくっていくということを考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） これ設置条例ですよ。これは、ほんで設置条例ですから、まず学校給食センターは竹原市竹原町1678の27、つまりこれから建設をされる学校給食センターにどういう職員を配置するかっていうことを決めるわけです。当然、そこには職

員の種類として、所長、あるいは副所長、そして栄養士、調理員、少なくともこれだから、おたくらが今の段階で出せるような状況じゃないということです。それを置くか置かんかも決めてないということでしょう。だから、それをその他の職員ということでごまかしている。それは条例としての体をなしてないじゃないですか。そんなことも決めずに条例出して、あとは規則に委任してるんです。だから、この問題に関して一番大事なことに  
関して、教育委員会は何の方針も決めずにこれを出して、後で最後のところに規則に委任  
しますっていうふうに書いてるのは、どういうことですか。議会がこの条例を決定する  
ということは、少なくともこの学校給食センターの設置に関しての基本的なあり方につ  
いて提案しなきゃならないから、議会にこれを提案してるわけです。まだ直営でやるか、  
実際に職員の配置はどうするかっていうことも決めてない段階で、この設置条例をこ  
の議会に提出した意味は何ですか。おたくらは、9月に供用開始するということのよう  
ですけども、この時点でこの条例案を提案することにどのような意味を持っているのか。  
これは、4月段階から、少なくとも場長もしくは副場長をそこに置かなきゃいけない  
から出したんですか。それとも、9月から置くんですか。というふうに、いろい  
ろな疑問が、施行期日の問題、それから運営の形態の問題、それから4月1日と9  
月1日の問題、それから今言うように、この設置条例案に最も欠落しているのは、  
現場は一体どうなるのかということです。所長その他の職員を置くとしか書けな  
いような現場なんか。あわせて、さっきの答弁、冗談じゃないですよ。今までだ  
ってそうじゃないですか。運営委員会を設けて、運営委員会の中にそういう専  
門家を呼んで、専門委員会なんか設けたことなんか一回もないですよ。少な  
くとも、運営委員会というものが、この学校給食センターの運営に関しての最  
高決定機関なんですよ、運営に関しては。だから、その機関の中に、今申し上げ  
たような方々を何で入れないのかっていうのは、おたくらの問題意識の問題です。  
一方じゃあ、食育をこれから高めます、地産地消を高めます、しかし今仲介をす  
る人を考えておりますとかなんとかかんとか言いながら、実際にそういう生産現  
場で働いてる人、地産地消を本当に真剣に考えてる人が何でここにいらんのか  
ですか。それから、さっきも言いましたように、栄養とか、あるいは学校給食の  
さまざまな法令にしっかり精通しておられる方とか、学識経験者っていうふう  
に言われる場合、ここに書いてあるような関係者じゃなしに、そういう学識経  
験者としての専門家が入らにゃいかんじゃないですか。ましてや、例えば調  
理員の経験者とか、調理員本人が入るわけにはいかんけれども、そういう調理  
や栄養に関して極めて専門的な知識を持ってる人とか、そういう発想が生まれ  
るところに、この条例

の性質があるわけです。そういう点をきちんと整理して答弁してください。

副議長（稲田雅士君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼します。

今、脇本議員さんのほうから、条例の体をなしていないじゃないかということの御質問でございますが、これは先ほど議員さんのほうからも言われました、施行規則のほうで決めさせて……。

（13番脇本茂紀君「議会軽視じゃねえ」と呼ぶ）

いただいております。

職員ということなんですけど、所長、副所長、主事、栄養士、そして専任の給食調理員さん、主任の給食調理員ということについて、職員ということに定めさせていただいてもろうとります。

そして、運営委員会の委員の構成ということでございます。その中で、学校長、保護者代表、そして竹原市を管轄する保健所代表ということと学校医、それであとその他給食センターの運営上、教育委員会が必要と認める者ということで、委員の構成を考えておりますので、今の言われたということも考慮をしながら、委員会の構成をさせてもらおうと思っております。

以上です。

（13番脇本茂紀君「施行期日」と呼ぶ）

施行期日は、4月1日でございます。

（13番脇本茂紀君「そりゃわかる。質問に答えて」と呼ぶ）

これは、3月末までに今建設をさせていただいて、供用開始は9月からとさせていただいております。4月から準備というのがありますので、4月1日からの立ち上げを考えております。

そして、今の議員さんのほうで、給食調理員さんの仕事、直営にするんか、民間委託するんかということでございますけど、これについては、9月から供用開始というのは決まっておりますので、給食をやらせてもらうのが決まっておりますので、引き続いて調理員さんとの協議をさせていただく中で、9月から供用開始ということになると、早い段階で結論を出ささせていただかないといけないという考えでございます。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 3回しか質問のあれがないから、改めて整理をして聞きますけれども、学校給食センター設置条例ですよ。これに定めてあることは、設置、それから名称及び位置、職員、運営委員会、委任と、これだけなんです。だから、この中で重要なことは、職員と運営委員会が重要なんですよ。今の答弁だと、副場長も、主事も、それから栄養士も、調理員も、主任調理員も置くっていうふうに言われましたよね。それは、どこに定めるんですか、規則ですか。これ職員は、見てください。附則の中に、副場長は5級の部4の第2号中に加えると、場長は同表の7級の部4の第2に加えるというふうに書いてあるんです。これ調理員さんがもしおったら、調理員は、あるいは主任調理員というのもしおったら、市が採用するんであれば、ここに書かれなきゃいかんわけですよ、何級第何に定めるというて。だから、おたくら、こんないいかげんな条例案をつくっちゃいけないですよ、今の時点で。ちゃんとそういうことをけりつけてから条例案を出さなきゃあ。けりがついてないから、その他と規則でごまかしてるだけじゃないですか。そういう方針がきちんと確定された上に、少なくとも設置管理条例は、市の基本的な考え方や方針が決まった上で議会に諮って、ほんで議会の議決を経るもんですよ。そんなことが決まったりしませんから、あとはうちにお任せくださいという、これ条例案よ。あとのことは規則に委任していますと。これからは議会に諮りませんというこっちゃないですか。だから、これからもし今後いろんなところでこの質問が出たら、いや、それは設置条例の委任のところに定めてありますと、そこで教育委員会が規則で決めましたから、これにもう委任されておりますから、議会が別に言うことはないじゃないですかということになるんです。そういうことを余り考えずにつくったんじゃないですか、この条例案自体を。

だから、そういう今の答弁では、これがあえてこの3月定例会でどうしても決めにゃあいかんのなら、そこらあたりをきちんと整理した条例として出しかえてこにゃあいかんじゃないですか。だから、私が聞いたんですよ。これが4月1日から施行される必要性はどこにあるんですかと。今のように、実際に供用開始をする9月1日施行で大丈夫なんじゃないですか。9月1日施行のための条例をつくらんと、今のような問題が解決しないんじゃないですか。どうしてもこの3月定例会で決めようとするんなら、そういうところをきちんと整理して、今議会の最後に出すとか、ちょっとそこらの整理をどうするのかというのを教育委員会と市長部局で話してみてくださいよ。要望しておきます。

副議長（稲田雅士君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 失礼いたします。

学校給食のセンターが皆さんの御理解のもとでできるということで非常に喜んでいますが、できたらすぐこういう設置条例つくらないといけないというのは原則でございます。もう既に、御承知のとおり、竹原市には、学校給食に関する管理条例が2つございます。それにのっかってつくってるということでございますので、御了解いただきたいと思っております。これを設置することによって、さまざまな取り組みがこれからできるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、不十分なところにつきましては、規則等でカバーしていくということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

（13番脇本茂紀君「議事進行」と呼ぶ）

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） もうちょっと整理して答弁してください。できとるけえ、もうやらにゃあいかんのじゃと言ゆるだけじゃないですか。だから、そういう法令的な根拠もきちんと整理して、ほかの管理条例って、設置条例の意味がわかってないんじゃない。設置場所を決めたら、そこが学校給食センターなんですよ。そこに建つわけですよ、今度の。だから、この学校給食センター条例が設置した場所の、その学校給食センターをどういうふうに運営するかということを決めるんですよ、それを議会に諮っているわけですからね。だから、この条例がそういうちゃんとした条例としての瑕疵なしに整理できとるんかどうかも含めて、ちょっと相談してから、してくださいよ、そっちの法令担当と、きちんと。

（「そりゃあしたほうがええよ」と呼ぶ者あり）

副議長（稲田雅士君） 答弁できる、答弁できんの。

暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中、議案第8号の質疑において、13番議員の3回目の質疑に対する答弁中、議事進行の発言がありました。議長において質問者と答弁者を交え調整をいたしましたので、改めて3回目の答弁をお願いします。

学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 3回目の御質問への答弁をさせていただきます。

まず、9月からの供用開始であるのに対して、このたびの3月議会にこの条例案を提出させていただきましたのは、9月からの円滑で、安心・安全な給食の提供ができるためには、年度当初からの運営委員会の開催が必要であると考えております。既に、2月2日に準備委員会を実施いたしまして、新年度当初からの運営委員会が円滑に実施できるよう各学校の保護者代表に依頼をしたところでございます。

また、今回の学校給食センター設置条例につきましては、これまで既にありますところの竹原共同調理場及び賀茂川共同調理場の設置条例に合わせて、同様の設置条例を提出させていただきます。

また、議員から御指摘のありました給食センターに置く職員につきましては、新たな職として所長と副所長が発生しますので、竹原市職員の給与に関する条例の中に加えさせていただきますよう、附則において一部改正をいただいている次第でございます。

センターに置く職員などにつきましては、今後施行規則の中で述べさせていただきますとともに、給食センターの細やかな運営内容にかかります施行規則につきましては、御理解をいただけるよう常任委員会において御説明をさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、学校給食に近い立場の専門家を運営委員会において御意見いただくような、そういう場を必要だという御提言もいただきました。今回の新たな運営委員会では、食育や物資選定において専門委員会を立ち上げて、より適切な運営に取り組む計画といたしておりますが、外部からのこうした専門家を招いて御意見をいただき反映させていくことについては、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 13番さん、よろしいですか。

理事者側のほうにお願いを申し上げたいと思います。

議員におかれましては、限られた回数、時間でございます。議員に納得がいくような今後御答弁に御協力をいただきたいと思っております。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、当議案に反対をします。

コスト削減、効率化、これに偏重した今回の学校給食共同センターの設置については、1つは、今日の子供のニーズ、食育の振興、こういった面からも、あくまでも自校方式による共同調理場の追及をすべきであったというふうに指摘せざるを得ません。

2つ目には、地産地消にかかわる農業や漁業や地元商店街の振興、あるいは自校方式に伴う地元地域の公共事業の発注、こういった振興策の面から検討をされた今回の共同調理場の設置ということではないと、私は逆にこういった地域の振興にとって、衰退を大変心配をするものであります。

第3番目には、今後のセンターに伴って、単独調理場4校が平成23年度までに統合するというような計画もあるようでありますけれども、本来こういった子供の安心・安全という面から、直営による共同調理場ということが私は追及すべきであるにもかかわらず、こういった単独校を廃止して、安い民間運営の調理場ということも検討されているようでありますけれども、私は労働条件のコスト削減、悪化というのが、いろいろこれまでも心配されてきたように、子供の安心・安全、こういった学校給食の調理場を脅かすということが大変私はこの場での指摘をしておきたいということで、今回のこの条例、学校給食センターの条例の設置には反対をしておきたいと思っております。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8

議長（小坂智徳君） 日程第8、議案第9号竹原市選挙公報発行条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第9号竹原市選挙公報発行条例案について、提案の理由を御説

明申し上げます。

本案は、竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行について、必要な事項を定めるものであります。

条例案の主な内容につきましては、竹原市の議会の議員及び長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政権、写真等を掲載した選挙公報を、選挙管理委員会が選挙ごとに1回発行するものとし、掲載に当たり候補者が行う申請の方法や、選挙公報の配布の方法等について規定するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

3番。

3番（宮原忠行君） 第3条の第2項です。候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人もしくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なうような内容を記載してはならないと、こういうふうに定められているわけでありまして。この規定そのものに異論があるとかということではないんですけれども、これだけを読みますと、単なる努力規定なり訓示規定のような感じを受けるわけがございます。しばしば、特に政党間であるとか、あるいはその他の民主団体等におけるそうした内容の文書に関しては、これまでもいろいろと争いもあつたし、全国的に見てもです。そうしますと、今までの竹原市あるいは全国的な事例を見ましても、単なる訓示規定なり努力規定でいいんだろうかと。それじゃあ、具体的にこういう問題が出てきたときに、選挙管理委員会としてどういう措置をとり得るのかということ、規則のほうで委任をされるんかどうかわかりませんが、やはりそここのところの選挙管理委員会の義務規定といえますか、対処規定といえますか、そうしたことが設けられておりませんか、そういう事例が起きたときに、いたずらに公正な選挙を運営する、あるいは管理する上でのさまざまな問題といえますか、複雑な問題を提起して、選挙の効果そのものに対しても疑問が持たれるようなことも想定されるのではないかと危惧するわけでありまして。ここについて、どういふふうにお考えになっておられるのか、その真意をお尋ねをしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今柴敏彦君） このたびの選挙公報の制度化に関しましては、既にいろいろな場面で御説明をさせていただきましたとおり、公職選挙法の改正等を受けまして、新たに

取り組むというふうなものでございます。

竹原市におきまして、過去、この選挙公報制度を実施していた時代もございましたが、新たに全国的にも、または県内各都市においてもこの制度が採用されているということにかんがみますれば、議員御指摘の事項につきましては十二分に調査をいたしまして、選挙管理委員会でも、どのようなことができるのかということも含めて、しかるべき執行の際には、あらかじめいわゆる立候補をされる皆様にはその旨御提示をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） よく国の法律が施行されたとか、国の制度改正がなされたということで、条例案の新設の提案とか、あるいは改正案が出されてくるわけでありまして、このほかにもありますけれども。結局のところ、これから恐らくますます社会というものが複雑になってきて、社会的な対立構造というものも深まってくると思うわけでありまして。そうしますと、やはりある意味争点の明確化ということは、選挙をする上で必要なことでもありますけれども、それだけにとどまらず、こういうことを条例で規定をするということは、今までの経験則から考えても、やはりこのところはポイントとして押さえておかなければならないという危惧のもとでこういう条文が私は想定をされて書き込まれたんだろうと思うわけです。そうしますと、当然そういう事態が予測されての規定であるとするならば、明示規定をもって選挙管理委員会が対抗措置をとれるといたしますか、対応をとれるような条項というものも、私はやはり書き込んでおく必要があると思うわけです。こういう規定を入れることによって、ある意味で言えば、行政調整の一手法としての心理的強制は加えられますけれども、例えばその他の条例等においては、やはりそうした選挙管理委員会に権能を与えたり、根拠規定ですね、与えたり、あるいはそれに違反した者に対する行政罰とか、例えば過ち料とか、さまざまな仕組みをもって、その法律ないしはその条項の実効というものを担保するわけです。

それで、今の総務課長のような答弁では、私はやはり吟味・そしゃくが欠けとるか、もっと言えば、国からおりてきたものをそのままひな形にして出してきておることになって、実質的な自主立法権というものを放棄しとるんじゃないかと、私はこう思うわけです。お笑いの方もおられますけどね。しかし、現実的に選挙管理委員会がとり得る規定というものは、ここにはないわけですからね、どこにありますかということですよ。単なる訓示規定、精神規定でしょう。それは、候補者の独自の常識なり、そうしたも

のに待つということではかないわけです。この議場においてもいろんなことが起きてきますけれども、例えば議員の特質じゃとか個性の問題とか、いろいろ出ますよ。現実には、やはりさまざまな問題起きてくるわけですから、選挙管理委員会として困らないだけの客観的かつ公正な明文規定が私は必要だと考えるわけです。再度答弁を求めたいと思います。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 先ほど答弁申し上げました、いわゆる立候補者の皆様にお示しをするという内容につきましては、議員が御指摘がございましたように、現在どのような具体的な事項を書き込むかということについては、今後全国の各都市において同じように公職選挙法に基づく、この制度が運用されてることを考えますれば、いろいろないわゆるこの条例に基づく規則、要綱などを参考にする中でお示しをさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 私は、本来ならば、そうしたことはもう既に調査をされて、それへの対応措置というものが、必要ないなら必要ないでいいですよ。私は、本来ならば議会において提案し、市民の総意としての決定をするというのであるならば、やはりそこら辺のところについては十二分に精査が済んで、この条例が機能するような、そうしたものとして、私は提案されるべきじゃと思うわけです。

そこで、再度確認させていただきますが、例えば施行規則等において選挙管理委員会にそうした権能を与えるというか、そうした権能を付与するというか、規則の中にうたいことは可能ですか、可能でないですか、御答弁お願いします。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 公職選挙法に基づく、この制度の執行またはその推進に関しまして、それらを運用する規定等につきましては、選挙管理委員会において一定には事務の規定ぶりは問わず、その制定、設置をすることは可能であるというふうに考えております。他市の状況を参考にしながら、その点について取り組みたいと思っております。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9

議長（小坂智徳君） 日程第9、議案第10号竹原市立体育館設置及び管理条例を廃止する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第10号竹原市立体育館設置及び管理条例を廃止する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市立体育館を廃止するものであります。

竹原市立体育館は、昭和37年3月に旧竹原中学校の体育館として建設されましたが、その後、同校が移転したことに伴い、市民の体育の普及振興及び健康で文化的な行事や集会の用に供するため、昭和49年10月から、竹原市立体育館として市民のスポーツ活動の拠点施設の役割を果たしてまいりました。

その後、平成6年10月に新たなスポーツ活動の拠点施設として、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド内に竹原市体育館が完成いたしました。が、市中心部に立地し利用しやすいとの市民からの要望もあり、竹原市立体育館を引き続き体育施設として市民の利用に供してきたところであります。

しかしながら、竹原市立体育館は築40年以上が経過しており、経年劣化により雨漏りや床のゆがみなど傷みが激しく、市民が安全にスポーツ活動ができる状態でないと判断し、利用者に御理解をいただく中で、平成19年12月から使用を中止しているところであり、このたび廃止するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

3番。

3番（宮原忠行君） 私、基本的に賛成なんです。むしろ遅過ぎたと思う。ところが、問題は、恐らく廃止されるわけですから、解体とかということも、これから審議されるであろう予算の中に含まれておるんだろうとは思いますが、委員会が違うのでちょっと詳しいことはわかりませんので。1つは、それが入るとるかどうかということと、それと土地です。土地を、これを引き続き教育委員会の行政財産として保有されるのか、あるいは例えば普通財産として財政課のほうへ所管がえをされるのか、その2点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） このたび、廃止条例を提出させていただきました。それについて、解体の費用が含まれているのかという御質問でございますけど、解体の費用は予算計上はしておりません。

そしてあと、跡地利用につきましては、今教育委員会のほうで19年12月から使用中止をさせていただいて、教育委員会として跡地利用をいろいろ検討させていただいたんですけど、面積も1,050平米ということもありまして、いろいろ活用についてはちょっと難しい状況もあります。それについて、市長部局のほうで未利用地検討委員会というの、こうありますので、そちらのほうへ諮らさせていただいて、教育委員会ともども検討させていただいておるところでございます。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） 耐震化の問題がよく議論をされてきました。耐震化を想定するというのは、あす来るか、あるいは10年後か、20年後かはわかりません。非常に私は、あの体育館は危険な状態にあると思うわけです。こういう仮定の議論というものが、どこまで真剣味を持って受けとめていただけるのかわかりませんが、もし解体までの間に地震が来て、もっと言えば、学校の耐震化をするに足る規模の地震が来て倒壊をして、通行人等々にけが、もしくは死を招くということになれば、私は大変な管理責任が問われるでありましょうし、またそのことは当然行政の基本的なスタンスとして考えておかなきゃならない問題だと思うわけです。せつかく管理条例を廃止するための条例案を出されるわけでありますから、当然予測される事態に備えての解体撤去費は、予算として来年度当初予算に計上をされていてしかるべきだと思うわけです。そのことについて1点お尋ねしたいことと、もう一点は、市が保有する財産に関する行政財産と普通財産というものの区

分けというものが、果たして理解できとんだらうかというふうに私は考えておるわけです。行政財産を利用するということについては、単なる未利用地の活用問題ではないはずです。まして、普通財産ということになれば、基本的に普通財産とは、貸し付けたり、あるいは売却処分をしたりして、早急にそれを現金化しなきゃならない性質のものなんです。もっと言えば、収益を上げるための財産が普通財産なんです。例えば、忠海公民館の跡地です。もう十何年たつでしょう、20年とは言いませんけれど。相当の期間が経過しとるのにもかかわらず、なおそれが行政財産なのか普通財産なのかの区別もつかずに、ただ未利用地ということで、その場しのぎの、まさに普通財産であるならば、貸し付けをして収益を上げる、あるいは財産処分をして代金収入を得ると、こういう努力がなされにゃあいけんじゃないですか。そうしたことをなさずにおいて、単なる未利用地の利用だと。それで、忠海の公民館跡地についても一向に結論が出ない。住民自治といいますけれども、やはり10年の歳月というのは長いですよ。それをいつまでも普通財産の仕分けも、あるいは行政財産の仕分けもできずに、全く未利用地何とかという言葉はなんか知りませんが、そうしたわけのわからんところへ、まさに責任を全く覆い隠すためのそうした組織というものを屋上屋に屋上屋を重ねて、行政財産であれば、教育委員会の行政財産ですから、当然に教育委員会においてその財産の利用をしなきゃならんはずですよ。そして、教育委員会としての利用ができんということであるならば、市長部局のほうへ移管をして、普通財産として売るなり貸し付けるなりの収益という、土地が持つ、不動産が持つておるところの財産価値というものを保持、あるいは換金する、換価するための努力というものがなされなきゃならんわけですよ。再び、この体育館跡地についても、単なる未利用地という、行政財産か普通財産かようわからん、責任の所在がわからんところへ、そこへ押し込んでいって、また10年、20年放置したままの状況で、責任を放棄されるんでしょうか。この2点についてお伺いします。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 1点の解体費用についてでございますけど、これは確かに議員さん御指摘のように、ガラスは割れ、外壁は自然剥離で落下をしているような状況でございます。これについて、解体ということも教育委員会としても考えさせていただきました。そのことについて市長部局とも協議をする中で、今の跡地をどのようにするかということを決めさせていただいて、解体をするなら解体をするという結論を今検討をさせていただいておるところでございます。

今の行政財産と普通財産ということについて、このたび廃止条例を教育委員会のほうで出させていただきますので、その点について市長部局とも協議をこれもしていきますので、よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 3番。

3番（宮原忠行君） いよいよ最後ということになりますんで。

市長、先ほどの給食センターの件も一緒ですよ。本来ならば、すべてのケースを想定をして条例案を提出されたり、あるいは予算案を提出するというのは難しいかも知れませんが、常識的に考えて、最低限これだけの疑義なり、あるいは質問なりに対して、十二分にお互いが得心がいく、そういうやっぱり基本的な構えというか、緊張感というものが私はやはり欠落をされておるのではなかろうかと、このように考えざるを得ません。

それで、基本的にやはり行政財産としてあったんですから、行政財産として、それが例えばテニスコートになるんか、何になるんかは知りませんよ。知りませんが、やはり基本的には教育財産としてあるわけですから、その土地等については、教育委員会において教育財産としての最大限活用ができるような、そうした事業なりというものを検討していただいて、されるべきじゃろうと思うんです。

それで、いろいろ検討したが、さまざまなもちろん財政的な問題もあるでしょう。そうしたことを含めて、教育財産として抱えておくことが、むしろ管理上も問題があるし、また管理に伴うコストもかかるから、これはやはり財政状況も厳しい、そうした中で普通財産として換価、金にかえると、売却処分が付すと。というような決定も、私はもう少しきちっとしていただきたいと思うんです。やはり時間の利益というものがあります。ずるずるべったりで、いつになるかわからんということじゃあいけないと思うんです。

それで、教育長がいいんか、市長がいいんか、副市長がいいんかわかりませんが、私はやはり今の体育館、極めて危険だと思います、もし倒壊するようなことになれば。やっぱり地震ということは想定しておかなきゃならんし、そうした地震に備えての対策してきとるわけでしょう、安全・安心のために。ここは、補正予算を組んででも、やはりあの体育館は解体撤去をして、当面更地にして安全を確保するということが私は緊急課題だと思うわけです。この点について、答弁できる方で構いませんので、答弁をお願いしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 副市長、答弁。

副市長（友久秀紀君） 宮原議員の御質問、全くそのとおりかというふうに思っております。

す。

市立体育館のことにつきましては、今年度解体についての費用は予算を組んでおりませんが、底地を整理すべき数百万円の予算は計上いたしております。それで、引き続きそういったことで市立体育館の利活用あるいは財産処分も含めて検討してまいりたいと。一定には、早目に結論を出していきたいというふうに思っております。

(3番宮原忠行君「一刻も早く解体撤去を要望しときます」と呼ぶ)

議長(小坂智徳君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小坂智徳君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(小坂智徳君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10

議長(小坂智徳君) 日程第10、議案第11号竹原市職員退職手当基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長(小坂智徳君) 市長から提案理由の説明を求めます。

市長(小坂政司君) 議案第11号竹原市職員退職手当基金条例を廃止する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、職員に対する退職手当の支給事務を一部事務組合において共同処理することとしたことに伴い、竹原市職員退職手当基金を廃止するものであります。

竹原市職員退職手当基金につきましては、職員に支給する退職手当の財源に充てるための基金として設置し、財政負担の平準化を図ってきたところでありますが、平成18年度

から職員に対する退職手当の支給事務を一部事務組合において共同処理することとし、またこのたび基金からの繰り入れを完了したことに伴い、廃止するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 1

議長（小坂智徳君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 1 2 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、複雑化、高度化している消費生活相談に応じるとともに、消費者庁の発足、全国共通消費者相談ダイヤル「消費者ホットライン」の運用開始等、消費者行政の一元化に対応した相談分野の拡大等に対応するため、現在週 2 日開設しております消費生活相談窓口を、週 5 日開設とし、住民に最も身近な相談窓口を整備することに伴い、消費生活相談員の報酬を日額報酬から月額報酬に改めるものであります。

改正の内容につきましては、日額 8, 5 0 0 円の報酬を、月額 1 8 万 3, 0 0 0 円に改

正するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

2番。

2番（道法知江君） ちょっと質問させていただきたいと思います。

消費者相談員の方は、竹原市にお住まいの方であるのかどうか。それと、確かにいろいろな問題で消費相談っていうことが複雑化していると思うんですけども、現在2日だったところが5日になったという数字の根拠がよくわかりません。その点をまずお聞きしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 消費生活相談窓口の相談員の方の件でございますが、市内在住の方ではございません。東広島から通勤をさせていただいております。

それから、週2日の相談日を週5日にするというところでございますが、現在火曜日と木曜日の週2日、10時から16時まで窓口を開設しておりますが、それを月曜日から金曜日、5日、原則毎日という形に拡充をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） この日数がかなりふえているっていう、その辺の根拠がよくわからないんですけども、まず根拠と相談の内容、そして10時から16時の時間帯は、5日になっても10時から16時という時間帯なのかどうか、お願いいたします。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 週2日の相談日を週5日にする根拠ということでございます。先ほど、市長申し上げましたように、消費生活相談の窓口の相談業務でございますが、複雑化、高度化ということで、かなり相談内容が難しい状況でございます。それから、消費者庁も昨年9月に発足いたしまして、国、県を挙げまして消費相談窓口の機能強化に努める、そういった状況が広がっております。そういった状況をかんがみまして、毎日窓口を開設をさせていただいて、消費生活相談窓口の機能強化を図りまして、相談窓口の円滑な運用を目指したいということでございます。

それから、相談内容でございますが、最近の主なものといたしましては、インターネット、携帯電話等の架空請求詐欺というような問題、あるいは多重債務の御相談、または悪

質商法ですとか、訪問販売時の商品購入にかかわってのトラブルですとか、あとは契約上のトラブルですとか、そういったことで困っておられるという御相談内容でございます。

それから、週2日が週5日になった場合も、10時から16時ということで開設するように計画いたしております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 2番。

2番（道法知江君） 3回目になりますので。

先ほど、多重債務とかそういったことも、インターネットによる架空請求というのが非常に多くなっているというふうに伺ったんですけども、例えば多重債務の問題をお聞きしたときに、弁護士さんとか、そういったところの紹介もあるのかどうか。それと、ふくしの駅がありますけれども、あそこも月に1回程度多重債務の相談窓口っていうのは設けております。ここにリンクされるのかどうか。それと、警察でも架空請求とか、そういったことの消費者に対する窓口っていうのも、警察等でも行っていると思います。その辺の周知をどのようにされているのか。あと、全国的にも24時間共通ダイヤルがあります。この件について、市民の方々にしっかり周知されてるかどうか。それは、10時から16時という限られた時間と、月曜日から金曜日、これから一応平日は毎日行うというふうなことだと思うんですけども、この月曜日から金曜日以外の時間帯でどうしても連絡させていただきたいという方もいらっしゃると思います。そういったときの全国共通相談ダイヤルの周知をどのようにされていくのか、教えていただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 多重債務あるいは架空請求等、そういった場合に弁護士さん等をあっせんをされるのかどうかということでございますが、基本的にはやはりそういった専門家の方に対応していただかないと解決できないようなケースも多々ございますので、当然あっせん業務ということも行っております。連携をさせていただいて、解決に向けて当たっているということでございます。また、ふくしの駅で無料相談等もされてますので、そういったところの御紹介ということもさせていただいておりますし、警察とも連携をとる場合もございます。

あと、市民に周知しているかどうかということでございます。

消費生活者の方にアンケートを年に1回程度とっておりますが、まだ消費生活相談窓口自体を御承知でない方、あるいはどういった相談をすればいいのかというようなことがま

だはつきり周知できていない状況でございますので、確かに周知不足というところがございますので、今後はしっかりと広報、あるいはチラシも作成しまして、周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 相談の内容につきましては、先ほどの同僚議員の質問でよくわかったんですけども、件数です。相談件数っていうのが、本年度でも構いませんけれども、月平均どれくらい相談件数があるのかということの一つお伺いしたい。

それから、相談員になられる方が東広島市在住ということでございますけれども、これは何か特別な有しななければならない資格というものが必要なのかどうかっていうこと、まずこの2点についてお伺いいたします。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 相談件数でございますが、大体20年度が約120件でございます、大体月平均10件程度でございますが、今年度も大体同様で推移をいたしております。

それから、相談員さんの資格でございますが、基本的に行政が開きます消費生活相談窓口で勤務される場合は、消費生活専門相談員という、これは国民生活センターが実施する資格でございますが、この資格をお持ちの方、この資格が必要ということになります。そのほか、現在来ていただいている相談員さんは、国が認定をしております消費生活アドバイザーという資格と2種類資格をお持ちでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 月額18万3,000円ということで、竹原市に職を置いておられる方々、8時間1日働いても、なかなかこの18万3,000円というのも、皆さんが御理解いただけるかどうかわかりませんが、大変な金額なんです。それから比べると、大体月平均10件の相談というのが、毎週月曜日から金曜日5日間常勤をされるという形の中で、一日じゅう何もないような時もあるかと思うんです。これがもっと周知徹底されてふえたとしても、そんなに大きな業務には今のところならないんじゃないだろうかという事の中で、18万3,000円という金額を払うに値するんだらうかという、私は素直に疑問に思うわけでございます。しかも、これが東広島市在住の方、今はこ

うした有資格者がいないということであればいたし方ないというふうには思うんですが、雇用の問題、いろいろ本市においても取り組んでいただいております。できれば、こういった資格を竹原市在住の方にとっていただいて、近い将来においては竹原市の方がこういった窓口に座っていただきながら、しっかりと市民の相談に耳を傾けて、そしてこれだけの月額報酬をいただけるようなことに取り組んでいただければなというふうに私単純に思うんですけれども、この件についてどのように御検討されているかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 確かに、こういった消費生活相談員さんになれる資格をお持ちの方が市内にいらっしゃらなかったということで、東広島市から現在来ていただいている状況でございます。議員御指摘のとおり、また市内にそういった方がそういった資格を取っていただけるよう、また消費生活相談窓口の周知とあわせて、周知を図ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 1 2

議長（小坂智徳君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第13号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、人事院の平成21年8月11日付の給与改定に関する勧告及び国家公務員の給与の改定状況等を考慮して、水道企業職員の給与について、自宅に係る住居手当を廃止するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは質問したいと思えますけれども、私、昨年の12月議会でも職員のボーナスカットとか、こういった住宅手当には反対をいたしました。なぜかという、今の景気を回復させるためには、安定した雇用っていいですか、内需をいかに拡大させるかと、そのためにはやっぱり一つの大きな柱が安定した雇用ということが必要でありまして、ここでの給与等を削減するということが、本当に今の景気回復、働く人の暮らしを守るという面から見ても逆行してるということが大きな考え方であります。

きょうここで1点だけお聞きしたいのは、これを実際廃止して、どれだけ竹原市の財政に貢献するのかということです。要するに、これはしなくてはいけないほど急迫してるんかということです。ですから、私は、それよりはこういった住宅手当を存続させて、職員の方の所得を安定させるというほうがよっぽど、大きく言えば、竹原市の経済、ひいては日本経済に貢献するというふうに私は考えますので、率直に言って、これだけ住宅手当を廃止するというのがなぜ必要なのかがよくわかりません。影響額について、これだけ財政に貢献するんだということがあれば、ちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） そもそも市職員の住居手当に関しましては、月に2,500円という額がございまして、それを今回このような措置をするということにつきましては、昨年の12月議会で御説明申し上げましたとおり、人事院勧告に基づく措置ということで、竹原市においても同様にこれを準用して取り扱うというふうなことを決定した上で、制度改正に取り組んだところでございます。

月額2,500円でございますので、額面としてどうこうということではございません

が、国の人事院勧告の措置に基づき、竹原市がこの間採用してきた給与改定等、手当等の措置に準じた取り扱いということでこのたび取り組んだわけでございますので、その旨御理解いただきたいと思ひます。

議長（小坂智徳君） 11番。

11番（松本 進君） 額面には影響はないということでした。要するに、なぜやっぱりこういったことを廃止しなくてはいけないかということでは、説明責任を果たしてないというふうに思ふわけです。ですから、私は、先ほど申し上げたように、今必要なことは所得を安定させるということで、これが莫大なお金がかかるならいろいろ検討も要るんでしょうけども、ほとんど影響はないということで、対象者がいないということでしょうけれども、実際これを残しておくことによって、今後家を建てられた場合の2,500円というささやかな金額かもしれないけれども、そういった支援になるという面では、廃止するよりは、存続させるほうの効果が大きいという、私は思ふわけです。そのことについて、市のほうはどうお考えでしょうか。ぜひ御答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

議長（小坂智徳君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） この住居手当の廃止に関しましては、去年の人事院勧告に伴う措置ということで措置をしたところでございます。このたび、今回の条例案につきましては、まことに申しわけございませんが、そのたびとあわせて改正すべきところ失念をしていたという背景もございまして、このたび条例案の改正についてお願いするものでございます。

人事院勧告に基づく給与制度の措置というものは、この間竹原市においても取り組んできたところでございますので、その精神に基づきまして、給与のあり方等につきましては人事院勧告を準拠ということでこれまで対応してきたという背景からすれば、このたびも同様にこのように措置をするという考え方をもって条例案改正案を提案したところでございますし、このたびも同様をお願いしたというところでございます。よろしくお願ひします。

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私も、去年の件では、ボーナスのカットと住宅手当等の廃止には反対をいたしました。

先ほど、国がやるからやるしかという理由はないわけです。ですから、私は地方自治という観点から、やっぱりこういった竹原市のささやかな経済の貢献と、所得の安定することによって、地域経済の発展ということには、確かに2,500円の分でどれだけ影響があるかわかりませんが、私はやっぱり存続するほうが効果があるという立場から反対しておきたいというふうに思います。

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小坂智徳君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13

議長（小坂智徳君） 日程第13、議案第14号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（小坂智徳君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第14号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、乳幼児等の医療に要する費用の支給について、支給の対象となる医療の範囲を拡大するものであります。

現行の制度において、小学校第4学年から第6学年までの児童に係る医療費の支給につきましては、入院等に係る医療についてのみ支給の対象としておりましたが、支給の範囲を拡大し、通院等に係る医療についても支給の対象とするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（小坂智徳君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の都合により、2時20分まで休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

#### 日程第14

副議長（稲田雅士君） 日程第14、議案第15号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例及び竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第15号竹原市歴史民俗資料館設置及び管理条例及び竹原市伝統的建造物設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市歴史民俗資料館及び竹原市伝統的建造物の管理について、利用料金制度を導入するなど必要な規定の整備を行うものであります。

これらの施設につきましては、現在、指定管理者による管理を行っているところでありますが、入館料等を指定管理者の収入とすることにより、サービスの向上や独自の企画によるイベントの開催など、指定管理者の経営努力を発揮しやすい環境を整え、さらなる施設の活用、入館者数の増加を図るものであります。

また、竹原市伝統的建造物につきましては、サービスの安定の確保を図るため、指定管理者による管理の期間を現行の3年間から5年間に変更するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

3番。

3番（宮原忠行君） 基本的にやむを得んのかなという思いはしとるわけですが、若干気になることがございまして。

使用料収入が指定管理者の収入とすることができるということになりますと、町並みの中にあります、これらのいわゆる観光施設というか、そうしたものに対して当然のことながら今までも投資をしてきましたし、これからも投資をしていかざるを得んのだらうと、こういうふうに思うわけです。例えば、1つの投資効果といいますか、政策効果を上げ得ているのかどうかということの一つの判断基準が使用料収入ということになるかと思うわけでありまして。それで、この条例改正案によった場合に、これらの施設に係る使用料収入は、予算案なり決算書にどういう形で表示をされるのか、お尋ねをさせていただきたいと思っておりますので、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） 利用料金制を導入した場合の今後の従来の使用料がどういうふうに把握をされるのかというような御質問かと思っております。

指定管理の指定を受けました後には、毎年度年度協定ということで指定管理者と協議をしておりますので、その際に我々のほうとしましても従来の使用料金、今後は利用料金ということになるかと思っておりますけども、そこの状況については市のほうも把握をした上で、毎年度の指定管理料の決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（3番宮原忠行君「予算書と決算書にどういうふうに記載するか」と呼ぶ）

予算書、決算書には、従来の使用料は今後計上はされないということになります。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 3番。

3番（宮原忠行君） 昨年予算特別委員会におきまして、これらの施設の予算と決算の乖離について指摘をさせていただき、市長も前例主義に基づいた予算編成はやはりいけな

いと、こういうような形で陳謝をされたというふうに記憶をしております。なかなか賢いなといいますか、こういう形でなりますと、それじゃあ何のために、例えば議会が市長が編成をされた予算案を審議し、そして同時に議会において決算特別委員会の審議を経てその承認をするのかという、まさに議会のチェック機能というのは、少なくともこれらの施設に係る使用料収入についての議会統制は外れるということになりますよ。私は、何のために議会が存在しているのか、余りにも賢いといえば賢いけれども、今日における議会の民主的統制というものを余りにもないがしろにしたものではないかと、このように考えるわけであります。

市長部局において、行政においてすべてを任せるということが、民主政治なり民主的な行政運営にとって非常に危険だということで、予算・決算の民主的統制としての議会の承認というものを地方自治法は求めておるわけでありましてけれども、こういう形において予算・決算の民主的統制、議会の審議権を奪うということについては、私は非常に大きな危惧を持たざるを得ません。相当の規模のものを財政投資として投資をしてきたわけですよ。そして、いわゆる観光収入なり、そうしたものに対しての行政の認識と市民の感覚というものにも大きなずれがある今日の状況です。それが、議会の民主的統制をくぐり抜けるためのこういう形での改正案というのは、私はやはり危惧せざるを得ませんし、こうした予算・決算に係るわずかな額かも知りません。本来なら、財政投資額からすれば、もっともっと上がらなきゃならないものが、どこに問題があるのかわかりませんが、思ったほどの政策効果が上がっていない。それを覆い隠すために、こういうふうに条例改正案を出されたとするならば、私はやはり深刻な危機感を持たざるを得ません。

改めて、どなたでも結構ですので、私のこの危惧に対して御答弁をお願いをしたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

（3番宮原忠行君「議会統制ができまあがや」と呼ぶ）

答弁願います。

建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 今のそういった使用料については、この利用料金制でもって使用料収入というのは、基本的には維持管理のほうへ充てるとというのが原則になっております。そういった中で、決算・予算等への反映というものが数字的に明らかになってないというのは、これは事実でございますが、今後については事あるごとにやっぱり何らか

の報告といったものを議員さんにお示しをするということで御理解いただきたいと思いません。

副議長（稲田雅士君） 3番。

3番（宮原忠行君） 最後のあれですから、要望という形になろうと思うんですけども、予算のときに、その委託料をじゃから収入料を込めて出てくるわけですよね。使用料収入が幾らでっていう形でのその明細といいますか、使用料収入が幾ら、今までのやり方でのいわゆる委託料というか、そのやっぱり積算根拠というか、それを何らかの形で、それ委員会で出すか、あるいは予算書の細節のところへ明示していただくかは別にして、そここのところの工夫はお願いをいたしたいと。また、私も全部正確に覚えとるわけじゃあないわけですけども、できれば決算においても決算附属資料といった中で、そこんところが明らかに使用料収入はこれだけ推移をしとるよということがわかるような工夫をぜひともしていただきたいと。それがしていただいているんなら、賛成もやむなしかと、こういうふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと申します。

副議長（稲田雅士君） 答弁いいですか。

（3番宮原忠行君「答弁してください。できる方から」と呼ぶ）

答弁願います、できますか。

建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） そのように努めてまいりたいと思ひます。

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

副議長（稲田雅士君） 日程第15、議案第16号竹原市歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第16号竹原市歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市歴史民俗資料館の指定管理者を指定しようとするものであります。

竹原市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、2団体から指定管理者の指定の申請があり、申請の内容及び事業計画書について審査した結果、特定非営利活動法人ネットワーク竹原が提案した当該施設への具体的な集客策によりさらなる利用客増が期待できると認められたので、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、竹原市歴史民俗資料館の指定管理者として特定非営利活動法人ネットワーク竹原を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） それでは、質問に入ります。

議案第5号で述べましたような趣旨の質問なんです。要するに、指定管理者制度という管理運営の選択をしたとしても、現在の地方自治法でも公の施設の管理は市が責任を持って当たらなくてはならないということははっきりとしているわけです。それで、議案第5号については、端的な指摘をいたしました。初めから六十数万円の赤字が出るというような管理運営の仕方が、それは他の事業で埋めなさいよというようなやり方が、本当に公の施設の市が責任を持った管理運営に当たるのかどうか。これは、常識的に考えれば、私はおかしいというふうに指摘をしてきました。

今回の議案についても、同じような仕組みでなろうかと思うんです。さっきの使用料の今度は管理者の受け取るということが議案で可決されましたけれども、私は、仕組みとして今度料金収入と市の委託費、管理運営費、これで当議案の分とか、それで次に関連する

議案も3つの施設です。全部で4つの施設を維持管理していくということになると思うんですけども、どうしても今議案が1つずつ出てますから次の議案と一緒にするわけですけども、市のお金を出した管理運営費と料金収入でこういった施設を維持管理していかなくてはならないということで、私は先ほど検証が要ると言いましたけれども、ここで一つ聞きたいのは、この議案は、歴史民俗資料館の設置の維持管理ということの提案です。それで、次の議案とも関連もあるんでしょうけども、そこはそういった関連を含めて御答弁いただければと思うんですが、私は、例えば歴史民俗資料館の維持管理、9時から5時まで、こうあけなくてはならない。そこに人を配置しなくてはならない。だから、それに対しては市が責任を持って、その市の会館をあけるために職員を配置するという面では、適切な賃金でやっぱり委託するというんか、管理をする必要があるというふうに思います。ですから、実際に聞きたいのは、新年度予算にかかわる分では、料金収入が、これは21年度、09年度の決算見込みがあるかもしれませんが、その料金収入がこれぐらいと、これを前提にして新年度では、今度は市が出すお金を委託料、管理費を出して、全体でどれくらいのお金で運営されるのかというんが1つお聞きしたいのと、そこで働く歴史民俗資料館の報酬といいますか、給料といいますか、これが時給では幾らぐらいになるのかどうか。8時から5時まで1人の人が当たられるか、ちょっと私も詳しくは知らないんですが、そういった人を配置する場合の1日とか時給とか、その単価があると思いますけれども、その単価を幾らに積算されているのかを、この2点をちょっとお聞きしておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） それでは、失礼します。

使用料収入も含めた全体の管理費と人件費の時給というようなことで、22年度予算要求ベースでの御説明をさせていただければと思います。

まず、使用料の積算ということで、仕様書ベースで端数はちょっと除かせていただきますけども、人件費として最低賃金を確保する中で、4施設の稼働時間、日数、8時間勤務の週6日稼働の52週ということで、人件費相当として690万円ということで積算しております。また、そのほか管理費、物件費でございますけども、これについては、機械警備であるとか、浄化槽の点検、消防点検等の外部点検業務に係る費用、また通信費、電話代とかです。それとか、入館券の印刷費であるとか、光熱水費、消耗品費、庭木管理費、修繕料、これは不特定でございますけども、そういった物件費的なものを577万円

程度見込み、合計しまして1, 260万円、これが4施設の管理費の基本ということにしております。

それから、使用料につきましては、これまでの過去の決算額等を勘案をしまして、例えば過去5年でありますと、平成16年は380万円、4施設の全体の使用料です。17年度は360万円、18年度は430万円、19年度は同じく430万円、20年度は450万円ということで、若干波がありますので、平均的には使用料収入を380万円程度見込み、今の管理費の1, 260万円から利用料金になるであろう金額を差し引いて、22年度は歳出額を計上させていただいております。

したがいまして、2点目の時給につきましては、22年度については最低賃金を確保するというようなことで、692円が最低賃金ということで積算をしているということでございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 1つは、692円っていう最賃が、それは法律はそうなんですけれども、適切かどうかっていうことで尋ねておきたいんです。

それで、昨年公契約の野田市長の例を挙げて、竹原市でも急ぐべきじゃないかということで、ことしの2月初めに野田市長みずからの広島講演という紹介いたしました。ここで、今度建設工事業務請負、これ以外に指定管理者も広げて対応できるような取り組みをしたいというような決意が示されたわけです。ですから、ここで一番大切なのは、公契約条例というのは、最賃法の法律とはちょっと違ってらんです。だから、最低賃金は692円というんが、これを下回っちゃいけないというのは法律なんですけれども、私が言いたいのは、市が管理する場合での公契約の場合、今できてないんですけどね、野田市長の趣旨というのは、建設工事や業務請負、これ以外に指定管理者までも含めた取り組みをしたいという決意で、それができてるわけじゃありませんが、大切なことは、そこで働く人の賃金が物すごく低下している、これが今防がにゃいけんというんが野田市長の決意なんです。それで、そこは法律とは違って、市が契約する相手に対して、市が求める最低賃金以上を出してくれと、そういったやっぱり市と受託者の契約事項なんです。

ですから、私がここで言いたいのは、最低賃金は692円でやってる。法律には違反しないけれども、本当にこれで生活できるレベルの報酬なんか、賃金なんかということなんです。そこをまず、私は例えば8時間、692円、700円でやったとしても、5, 60

0円ですか。これぐらいの賃金しかないわけでしょう。これで本当に1人配置する、いろんな雇用形態はあるんでしょうけれども、適切な賃金かなということを改めて私は問いたいわけです。ですから、1つの考え方として、例えば竹原市の給与水準で言えば、大卒、高卒初任給の人の賃金を最低限にしてから、それをもとに時給を出してやろうじゃないか。これは、はるかにやっぱり692円の賃金を超えますよ。だから、その時点が今求められていると思うわけです。ですから、1つ聞きたいのは、692円というのを、法は守るんだらうけども、それが今ワーキングプアと言われているような、せめて市が発注する公共施設にかかわる、そこで働く人の賃金が適切なんかどうか、この考えについて私は、法は違反してないかもわからんけれども、せめて高卒の初任給の賃金ぐらいをベースにして、時給に換算した契約をすべきじゃないかなということについてどうかということが1つです。これについて1点お伺いしたいのと、それからもう一つは、指定管理者をこれが本当に検証すべきだなということを繰り返し申し上げているのは、第5号議案のとおりなんです。この仕組み上というのは、使用料金と市が出す管理運営費でやられている。先ほど今言われたように、今までの実績で大体1,260万円ぐらいかかるだろうと、今まで市がやってる分で。これは、最低賃金の分でちょっと別の意見を求めています。いずれにしても1,260万円のかかった費用で、今度は380万円の入館料等が入るだろうという予測で、それを引いた分が管理運営費になりますよね。ですから、私が聞きたいのは、先ほど第5号の分はちょっと事業報告がありましたからわかりやすかったんですけども、例えば市のほうで指定管理をする、これは市のほうの大きなやっぱり権限がありますから、どうしてもいろんなよその例を見てみると、指定管理者に入ろうと思うたら、いろいろやっぱり経費を削ったりとか、いろんなやろうと思うたら、人件費しかないんですね、どこにいろいろ話を聞いても。だから、互いに競争したら、人件費を削らざるを得ない。あと、収入がふえれば、入館料がどんどんふえればいいですよ、何とか対応できるんですけども。それが、今の景気のベースで、お客さんがだんだん観光がふえて、入館料がぼんぼんふえるというような状況はなかなか厳しいのが現実だと思うんです。その場合私が言いたいのは、指定管理者といえども、ただ議案第5号のような初めから赤字の予想を想定してから、指定管理者の団体が、あなたが努力しなさいということばかりでは、適切な公の施設の管理にはならないということで、第5号議案のときには、お金を上げるべきだということを指摘したわけだけれども、それに答えてくれるような返事がありませんでした。ですから、私は、今度の議案についても、次の第17号議案も関連することなんです

けれども、一定のやっぱり賃金ベースの見解を先に求めたいんと、今度は収入とか減った場合とか、その場合は市の委託費のほうかふえると、そこはふやしますよと、極端に言ったら、1, 260万円を維持できないような運営費といいますか、端的に言えば、入り込み客の入館料が少なかったら補てんしますよというような考えをしてもいいのかなどうか、ちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） まず、1点目の人件費が適切かどうかという部分でございますけども、我々のほうで考えておりますのは、まずこの文化4施設につきましては、資料収集であるとか、その資料の保管、展示、調査研究を行う歴史民俗資料館、市民の文化財に対する意識向上を図るための施設の維持管理と有効利用という伝統的建造物の3施設、この4施設の設置目的に沿って、適切に施設を管理していただく上での業務といいますか、そういう部分でこれまでもそういう考え方のもとに積算をしてきたという経緯の中で、適切であるというふうには考えております。

それから、収入減の、要は、利用料金と我々の指定管理料との部分で1, 260万円をキープできない場合、いわゆる赤字を補てんするのかということかと思っておりますけども、これについては赤字補てんをする予定はないということでございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 先ほどの議案第5号のときで述べました。いろいろ指定管理者とか管理運営の選択方法はあるにしても、今現在の地方自治法でも公の施設ということの管理責任は市が持たなくてはいけないんです。だから、そういったところから見て、議案第5号には、私は大きな問題があるということを率直に指摘しました、それを今の事業報告書を見てから、明確だから。しかし、今度の歴史民俗資料館、あとは松阪邸等の次の議案にかかわる4施設を一括してやっぱり1, 260万円が今まではかかっていた。これが料金収入が減ったときには補てんしないと、せめて。補てんしないと、そのしわ寄せは、さっき言った人件費のところにやりやすいけども、それは最低賃金法をまだ下回っちゃあ、これは違法になるから、そこまではできるとは言わないだろうけども、結果的にはやっぱりそこにしわ寄せが来るわけです。だから、私は少なくとも、今赤字補てんをしないというふうなことを言うけども、それじゃったら責任を果たしたとは言えないですよ。だから、そこは私は、公の施設は市が責任がないんなら別なんですよ。民間でもうけたら、もうけ

ただけやれというなら、それでやむを得んということがあるけれども、今の公の施設の分では、市がきちっと責任を果たさなくちゃいけないというんが自治法上明記されているわけですから、たまたま管理運営を指定管理者にやっただけのことであって。だから、今私が言っているのは、料金収入は変動する部分じゃないですか、入館料の。あと、いろんな施設の減免なんかもあるわけですから、大いにそういった減免制度は利用してもらって、安くてそういう文化・歴史を学んでいただく、見ていただく、そういったためには、減免制度は私は拡充しなさいとぐらい言いたいんですけども。それが、今度できなくなって、だんだんだんやっばり極端に言うたら、入館料が減ったら料金を上げざるを得ない、ここは承諾が要するというふうになってるけども。だから、これではやっばり公的責任を果たす、そういった提案ではないと思うんです。だから、少なくとも1,260万円、これ今の最低限のベースだけでも、こういったベースの分で新年度予算を提案するんだから、入館料が減ったら、そこは市が補正予算組んでもやりますよと、補てんしますよと、足らなくなった分はと言うぐらいのことはやっばりきちっとやらないと、公の施設を管理したとは言えないと、私は明確にしておきたいんです。ですから、もう一度やっばり市長に尋ねたいのは、そういった事態が起こったら、協議して、補てんを含めた財源措置をするというぐらいのことはぜひ明確にさせていただきたいということが1つと、もう一つは、金の要ることばかりということになるかもわからんけども、今の喫緊の課題は、報酬とか雇用の安定です。だから、これが最低賃金で生活できる分ならいいけども、だれが考えても、それでできる人を考える人はおらんわけだから、だからそこはさっき言った、1つの竹原市の水準の高卒の初任給の1カ月の給与と、そののを参考にしながらというんですか、そういった分での時間給ベース、これははるかに上がると思うんですけども、そういった検討をするというんですか、そういったことがぜひやる必要があるんじゃないかなということについて、くどいようだけでも、とてもじゃないが最低賃金の692円では、ワーキングプアから脱出できるというような報酬じゃないということをあえて指摘しておきたいんですけども、その点はどうでしょうか。

副議長（稲田雅士君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 1点目、2点目、まとめて御答弁させていただきます。

指定管理者制度についての指定管理者の指定をした場合、これを管理業務を実施するに当たっての考え方について御説明申し上げます。

管理業務実施に当たっての詳細な事項については、指定管理者と本市において一方的な

契約ということではなく、事業報告に関する事項、あるいは管理経費の額並びに支払い方法等について、両者の協議によって定め、協定を締結すると、こういうことになっております。したがって、一方的なそういった契約ということではなく、両者が真摯に協議を申し上げ、合意に達した時点でこの業務を執行するというところでございますから、赤字補てんというのは、前提には考えておりません。

そして、2点目についての最賃法による金額についても、これらについても、それぞれの職種等によってさまざま考え方は違うと思います。それぞれの職種に従った賃金というものを今後においても指定管理者と協議をしながら定めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 今の答弁を聞くと、1,260万円を打ち切りということですよ。この4つを経営したら、1,260万円を超えることがあるという可能性は、今のところ限りなく少ない。それと、380万円入れば、380万円を契約から差し引く。だから、もうけても何のあれもないわけですよ。これを400万円、450万円、600万円というふうに収益を上げましたと。600万円に上げたら、1,260万円から600万円引かれるわけじゃけえ、そういうところから労働意欲や、そういう意欲は出てこんでしょう。だから、働く人に対して、ここでも非常に敬意が足りないのは、やっぱり少なくとも働きがいを持ってやるためにみんなが努力して、サービスも向上さそう、展示の内容も変えよう、掃除もしっかりしよう、そういうふうなことを喚起するためには、692円は安いんです。

例えば、収益として上がった使用料は、おたくらがこの施設をさらに改善したりサービスを向上させたり、もっと例えば展示の内容を変えたりするような費用に充ててくださいと、あるいは692円じゃあ安いから、せめて750円とか800円という今日の時給ぐらいのところまでは、一般的な社会的な時給のところまでは、これで努力してからもうけてくださいというふうなものでないと、今の話を聞く限りは、692円打ち切りですよ、今の話を聞く限りでは。何ぼ努力してから収益上げて、1,260万円を超えるだけの収益を上げん限りは、率直に言うて、賃金が上がる可能性もない。そういう契約を市がしちゃあいかなですよ、少なくとも。

私思うんですけども、この特定非営利活動法人ネットワーク竹原と多分もう一つは観光協会が競争して、こっちが勝ったんでしょうけども、要するに、例えばこの4つの施設で

自分が独自にやれる事業というんは何なんですか。

さっき、どちらかの答弁であったように、歴史民俗資料館なり光本邸なりのレベルアップやグレードアップを図ろうと思えば、さっきも言ったように、研究の成果やそういう内容を上げていかないと、レベルアップ図れんわけですよ。それらは、例えば教育委員会になるのかどこになるのか、観光文化室がやって、おたくらはとにかくこの店番をしてもろうときゃあええんですよみたいな、今の提案の仕方じゃないですか。そういうことでは、本当に指定管理をした指定管理者自体の能力の向上や、あるいは施設の改善や、そういうことにはつながらないんじゃないですか。要するに、692円打ち切り、企業努力は何ぼやっても報われませんよ。あとは、おたくらがほかのところでもうけたら、その分で補てんしてくださいということでしょう、これ要は。要するに、NPOはほかの活動もしてますから、ここはこういう限度でやってもろうて、ほかの活動のところでもうけたら、それをいうたら、こっちへつぎ足してくださいと。さっきの5号議案もそういうことなんですよ。そうやって、ここへつぎ足して、辛うじて報酬も、市が考えとる報酬よりも高い報酬を出してるんです。最初から、最低賃金で切り、なおかつ使用料収入は一切おたくの収入じゃありませんと。もし収入上げたら契約1,260万円から切るんじゃないと、それは何のこれを受けるメリットがあるんじゃないと。私は、だからそういう基本的な考え方自体に、例えば指定管理者に指定管理をする基本的な考え方自体に問題がある。そこらあたりをもうちょっと整理して、いや、もう受けるというんがおるんじゃないけえ、うちは最低の条件出すんよというふうな姿勢で市が臨むから、今指摘があるように、市の臨時職員の賃金だって900円でしょう。それを692円でその場を働かしても大丈夫じゃというて思う発想自体が、何というかね、官僚的なおごりというか、そういうふうな感じがします。もうちょっとそういう受け手の側の事業が何らかの形で前に進むようなサポートやバックアップをするというのが行政の責任でしょう。安う抑えりゃあええちゅうもんじゃないですよ。その点についてお答えください。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） 失礼します。

まず、先ほど11番議員の御説明で説明不足があったかと思えますけども、まず赤字補てんはいたしません。そのかわり、今13番議員おっしゃった、逆に利用料金が我々が積算をしてる380万円を超えた場合、これについても返金は求めないということの中で利用料金制度を導入するというので、先ほどあくまで説明したものについては、予算額を

積算した仕様書ベースでの根拠を御説明をしたということで、実施に当たりましては、あくまでも従来の管理費が1,260万円というベースがございますので、その中から一定の平均的なこれまでの使用料収入を今回は差し引いた中で、それが380万円、決算額では400幾らという年もございます。ということで、スタート年次については、あくまでもそれを差し引いた880万円台の指定管理料が限度額ということでスタートしまして、利用料金が我々の積算を上回った場合でも、これについては指定管理者が収入をするということでございますので、そのところは例年利用料金が上回った、下回ったというふうなことで指定管理料の増減はないというふうに御理解をいただければというふうに思います。

それから……。

(13番脇本茂紀君「グレードアップとかそういうの」と呼ぶ)

濟いません、そうですね。

グレードアップのことでございますが、確かに今回の4施設の中には市の重要文化財が2施設ございますので、そのところの例えば保存の部分であるとか、そういう部分については我々の歴史学芸員のほうが、当然指定管理者と連携をとりながら、グレードアップを図っていくと。今回、特に決定を見た理由の中に、例えば地元住民、自治会であるとか、商店主、いわゆる地域密着型ということで、地域の自治会等とコミュニティー推進のために町並みクラブ、仮称ですけども、こういったものを指定管理者のほうで設置をして、空き家対策やイベント運営にも取り組んでいきたいということで、4施設の管理だけでなく、そういう地域活動にも貢献をしたいというような御提案がありました。それから、学芸員と協議しながら、常設展示の見直しを図っていききたいと、こういった御提案もありました。それから、竹原の歴史を学ぶ講座を定期的を開催をしたいというふうなことで、例えば休日の来訪者が多くなる日、これについては、その受講生であるとか、小・中・高生によるボランティアガイドも配置をしたいというようなことで御提案をいただきまして、それが審査の結果、もう一社よりもすぐれているというようなところで今回の決定を見ておりますので、そういうグレードアップについても今後期待ができるというふうに思っておりますので、その辺御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） そういうふうな事業をやられるとするならば、当然お金が要るわ

けです。その部分は、いや学芸員がやるんですよというて言われても、例えばこれ指定管理者の問題に必ずついて回る問題だけど、だけど指揮命令権や監督権はないわけですよ、実際には。だから、はっきり言って、みんなオールボランティアで残りの部分をやらざるを得んよね、この内容だったら。だから、少しスキ間というか、余裕のある委託契約を結んであげれば、そこらの部分をそういうときに活用して、例えば人材の育成に使ったりとか、あるいはその施設のちょっとした改善やグレードアップに使ったり。というのは、例えばぎりぎりのものでやる以上は、ほとんどあと残りはボランティアでやるしかないんです。ボランティアはいいことだから、それは活用すれば、おたくのほうは金が要らんかもわからんけども、しかしやっぱり竹原の大事な公の施設である4つの歴史的な施設をあずけるわけですから、それがある意味では町並み観光の中の重要な拠点でもあるわけですから、これがだから多分さまざまな規制がかかってくると思うんです、歴史民俗資料館をそがいな勝手な使い方をしてもらうたら困るとか、いろんな声が出たりすると。松阪邸にしても、光本邸にしても、森川邸にしても、そういう意見や声も出たりする。そういうときに、やっぱりきちんとサポートを一緒にできるような、そういう仕組みづくりをしておかないと、行政は指定管理じゃけえと言うて逃げてしもうて、結果は丸投げみたいになったときに、どんどん劣化すると思うんです、今の1,260万円の考え方だったら。だから、私から言わせれば、例えば入場料収入として上がる部分については、少なくともそこで働く人の待遇の改善でもええし、あるいはその施設のさまざまなグレードアップでもええし、そういうところに使用しますと。1,260万円は、一応最低保障として支払いますというふうな契約を結ばないと、ゆとりのない、余裕のない計画というものは、やっぱり早く破綻すると思います。だから、その点考慮に入れて、これは双務契約ですから、契約の段階の中でできる限り配慮をお願いしておきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） あと一つだけといいますか、確認なんですけれども、1,260万円から当初使用料といいますか、それが380万円差し引かれるということでございます。ただし、それを上回った場合は返金を求めないということで、事業者が使えるようになるということ大変いいことだというふうに思うんですけれども。

向こう5年間の指定管理として委託をするわけなんですけれども、この1,260万円は変わらないわけですよ。例えば、380万円が当初差し引かれて云々ということになるんですが、これが指定管理者が努力をされて480万円になったと、100万円ふえました

よと。そうすると、その翌年度は、1, 260万円からその100万円が余った分も合わせて引くのか、その380万円のベースは変わらないんですよと、向こう5年間という理解でいいのか、それとも入館料、使用料ふえましたね、じゃあその翌年度については、この1, 260万円から今度は100万円分アップした分も含めて差し引いて、そこからスタートしてもらいますよという考えなのかどうなのか、その1点ちょっとお伺いします。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） 繰り返しになるかもしれませんが、今回新年度当初予算には、指定管理料880万円ということで、債務負担もその5倍ということで、あくまでも880万円を5年間ベースとして各年度の年度協定、指定管理者と協議をしていくということで、あくまでも利用料金が上がった下がったということで、その増額分を素直にそこから差し引くというふうなことは、先ほど協本議員からの御質問ありましたように、余裕しろのない部分での運営については相手方のモチベーションも下がると思いますので、そういうことはあってはならないというふうには思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 職業柄、余りそろばんをはじくのが上手じゃないんで、大変重複した分もおわびせにゃならないと思うんですけども、本当に以前から指定管理の期間も3年から5年へということは要望してまいりました。また、そういった収入金等についても、やはり意欲がわくようなやり方ということで、このたびこうやったことで実現をさせていただいたのは本当にありがたいことだというように思うんですが、ただ同僚議員も先ほどから御発言されておりますけれども、本当にボランティア精神に乗っかっていいんだろうかという疑問が大変私も同じようも持つわけです。ネットワーク竹原の代表者の方も私よく存じております。ひなめぐりの大きくカラーで某新聞に記事として載っておりました。それを深く代表者の方はかかわっておられるんじゃないかなと思うんですが、本当に空き家の活用とか、竹を利用した楽団であるとか、または憧憬の路への踊りの参加であるとか、いろんなところに、この代表者は、いつ仕事をしてるんだろうかというぐらいに、仕事は大丈夫なんだろうかというぐらいに、本当にまちづくりに熱意を持ってやっておられるところでありまして、また竹原にとって保存地区を利活用していくというのは、これからの竹原のまちづくり、にぎわいを創出するに当たっても、本当に大切なところだと思うんです。だから、本当に精いっぱい頑張っていたきたいという割には、どうなんだろう

うか、これが本当に適切な委託料になるんだろうかというふうに、もう少し、同僚議員が言われたような、しっかりと力がもっと発揮できるようなことができなかつたんだろうか。

先ほどの蒸し返しするつもりはございませんけれども、消費者の相談員です。現在のところ、月10件程度の相談件数、これを週5日、それを月4週やって、単純に計算して20日間お願いをする。10時から16時まで勤務。そうすると、今現在の相談件数でいくと、1日1件もない。ほとんど受付のところで座って待ってるような状況の中、その方が18万3,000円いただくと。しかも、他市の在住の方である。これは、資格もあって、一概には排除するというものは求めませんけれども、そういうふうな整合性を同じ税金を使って、竹原のために少しでもプラスになるような税金の使い方っていうのを私たちはしていかなきゃならない。特に竹原についてのにぎわいというものは、多くの市民の方が望んでおられることの一つであろうかと思うんで、ぜひとも今後こういった指定管理者の委託に当たって、こういった管理料の委託の算定に当たりましては、十二分にそういったところも考慮に入れていただきながら算出をしていただきたいと。これは、御要望のみとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） いろいろ今質疑が交わされましたけれども、少なくとも指摘できることは、この4施設の人件費690万円、これがやっぱり692円という最賃での計算っていうことでした。これが、例えば9時から5時まで4施設をあける、そういっただけでも、極めて本来少ない、安上がりな管理を市が選択していると。私は、そういう面では、この法律は指定管理者ということでできたけれども、今きちっと検証して、問題があれば改善するという方向での対応がされるならまだしも、議案第5号で示したように、補てんもしないと。先ほどの分では、赤字は補てんはしない、もうかった分はその返還を求めないというちょっとニュアンスがありましたけれども、こういった歴史民俗資料館そのもの、あとは3施設の文化施設そのものという、竹原市の観光資源としてもいろんな文化財の貴重な資料としても、もっともっと本当に生かしていく必要があるという面では、予算措置がどうしてもやっぱり必要だと思うんです。だから、そこが確かに安上がりな管理運営の選択方法を市としては提案してるけれども、将来にわたっては、だんだんだんだん

そこは萎縮して、本当に振興どころじゃないと、衰退の一途をたどっていくということを私は大変心配をいたします。ですから、はっきり言って、今の時期にこういった指定管理者制度そのものを見直して、公の施設を市としてきっちりと責任を果たす必要があるということを指摘して、この議案には私は反対したいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

副議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16

副議長（稲田雅士君） 日程第16、議案第17号竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第17号竹原市伝統的建造物の指定管理者の指定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、竹原市伝統的建造物の指定管理者を指定しようとするものであります。

竹原市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、2団体から指定管理者の指定の申請があり、申請の内容及び事業計画書について審査した結果、特定非営利活動法人ネットワーク竹原が提案した当該施設への具体的な集客策によりさらなる利用客増が期待できると認められたので、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間、松阪邸、光本邸及び森川邸の指定管理者として特定非営利活動法人ネットワーク竹原を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

2番。

2番（道法知江君） よくわからないことがいっぱいあるので、ぜひ教えていただきたいと思うんですが。

まず、過日、新聞に歴まち法の認定のことが載っておりました。竹原市として守る姿勢が見えてこないというような厳しい御批判があったと思いますけれども、このことについて、例えば今歴まち法の認定に向かってどのように進んでるのかなってということがお聞きしたいと思います。

それと、もし火災とか地震とか、そういったものが起きたときには、指定管理者がすべての責任を負うという形になるのか、よく本当にわからないので、ぜひ教えていただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） 失礼します。

まず、歴まち法に係る維持向上計画の策定ということでございますけれども、現在策定に向けて作業は続けておりますけれども、新聞報道でありました中で、若干表現は違っておりますけれども、国のほうと事前協議をしている中で、特に文化財の埋蔵文化財にかかわる部分と、文化財全般にかかわる、これまでの当市のほうが保存計画であるとか、そういう文化財にかかわる将来的な方針を持ち合わせてないというような中で、もう少し具体的な書き込みをなさいたいというようなことで指示を受けたところで、そういう基本的な方針がないというようなところで、そういう作業を改めてしているというようなところで今現在作業を継続してるということで、今現在認定に至ってないという状況でございます。

それからもう一点、火災が起きた場合の責任の所在ということでございますけれども、指定管理者の方には、防火管理者ということで、あくまでも管理者を置いていただきますけれども、最終的な責任としては、所有者である竹原市が責任を負うということになると思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（稲田雅士君） 2番。

2番（道法知江君） あと一点お伺いしたいんですけれども、今NPOの存在ってということが非常にいろいろ課題になってると思います。この指定管理者ということの代表者の方は、本当に地域のまちおこしに尽力してくださっている方というふうに伺っております。このネットワーク竹原に定員というか人員というか、そちらの方は何名ぐらいいらっしゃるのかなということをお伺いしたいと思います。というのは、なかなかNPOが継続していかないという理由の一つに経済的な負担、そして第2点目に人間関係っていうことを聞

いているんですけれども、こういった問題というのは全く心配なく5年間頑張っていただけのかどうかということがありますので、もし人員というか、定員というか、人数がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 観光文化室長、答弁。

観光文化室長（中川隆二君） 今回の指定をいただくNPOにつきましては、済いません、正確な数字はちょっと覚えていませんけども、30名までいなかったと思いますけども、理事の方が二十数名で運営をされてるということでございます。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） この議案について、私は、さっきの第15号議案と同じ意見を持って反対討論としたいと思います。

つけ加えておきますと、この最低賃金っていうのは、だれが考えても、私は低過ぎるということで、この大幅な賃金の改善ということだけは、強く改善を求めておきたいというふうに思います。

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17

副議長（稲田雅士君） 日程第17、議案第18号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第18号竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改

正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、家庭から排出された資源ごみの持ち去り行為を禁止するものであります。

近年、家庭から排出された新聞紙や雑誌などの資源ごみが持ち去られる事案が発生しており、回収量の減少により売却益が減少している状況にあることから、持ち去り行為の規制について必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、資源ごみの持ち去り行為を禁止するとともに、持ち去り行為を行った者に対して、その行為の中止を命ずることができることとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

3番。

3番（宮原忠行君） 私、委員会でも申し上げたんですけどね、やはり……。

（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

いやいや、そうじゃないんですよ。それじゃあ、休止命令に従わなかった場合、どうされるんですか。この点についてお伺いしますよ。できないわけでしょう、罰則規定もないんじゃないから。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 委員会のほうでも御説明をさせていただいたように、先ほど市長が提案理由を説明したように、近年そういう持ち去りをされている状況にあるということで、本来住民の方にそういう分別収集をしていただいて……。

（3番宮原忠行君「言うことを聞かんかった場合、どうするか」と呼ぶ）

（「できるか、できんか」と呼ぶ者あり）

中止命令をさせるということです。

（3番宮原忠行君「いえ、それで聞かんかった場合はどうするんかということ聞いとる」と呼ぶ）

（「現行犯逮捕」と呼ぶ者あり）

いえ、そういう分については、持ち去りという部分で警察等と連携をとりながら、そういうものについての立件については検討といいますか、協議していきたいと考えております。

す。

副議長（稲田雅士君） 3番。

3番（宮原忠行君） そうすると、そういった中止命令に従わなかった場合は、窃盗罪で告発するということですか。このように理解してよろしいですか。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） そういうことになろうと考えております。

副議長（稲田雅士君） 3番。

3番（宮原忠行君） 私は、それなら別にこの条例がなくなっただって、窃盗罪が成り立つんならばですよ、窃盗罪の構成要件が成り立つんであるならば、私は別にこの条例必要ないと思う。それで対応できないから条例を制定すると、こういうことじゃないんでしょうかね。私は、そう思います。ですから、委員会でも申し上げましたけれども、ただ単にどっかのひな形を持ってきて、形の上でつくるんじゃないことじゃなくて、やはり委員会でも、こういうことは一回も報告なかったんです。それで、突如出てくるんですよ。もちろん行政とか御存じの方は、委員の中でも御存じなんかもわからんけど、全く突然出てきて、一体何のことかよくわからない。それがそれほど問題になっとならば、取り締まり規定とか、罰則規定も含めてですよ、例えば過ち料を取るとか、私別に窃盗罪でなくても、言うことを聞かなければ、いわゆる行政指導に基づいて、それも言うことを聞かないと。それが適正な正当な行政行為と認められて、いけば公務ですよ、公務に従わないんならば、例えば公務執行妨害とか、いろんな形が出てくるんじゃないかと思うんです。そういったことも、どうも余り具体的にいろんな……。1つの条例をつくるわけですから、やはりいろんな今までの、竹原市だけじゃなくて、いろんな全国のそうした経験則も踏まえて、どういう条例をつくり、もっと言えば、どういう中身をつくっていけばええんかということを私はもっとしっかりと勉強すべきだと思うんですよ。それこそ、委員会へも、議会のほうへも問題提起していただいて、お互いの英知を結集するということだってできるはずですよ。ただいたずらに条例が次から次へ出てきて、実効のある条例というのはないわけです。単なる努力規定や訓示規定ならば、私はそれほどいたずらに議会を煩わしてまで条例制定をすることはしないと思う。どうしたってそのことが許されないというのであれば、やはり取り締まりの実効が行政が的確に対応できる、例えば中止命令に従わなければこういったことができるんだというような取り締まり規定とか罰則規定をつくるぐらいの覚悟で、やはり議会へ条例案というものは提案をされるべきじゃないかと思いま

す。給食センターの話だってそうであります。その他予算についても、予算特別委員会において審議しなきゃなりませんけれども、出たところ勝負の条例案なり予算の中身というものが余りにも多過ぎると私はそういう心配しとるんです。

それで、どうしたって実効を上げる意味で条例を制定して、日本で最初の自治体として竹原市ええ条例つくったなど、実効性ある条例を、そうしたものをつくるためにももう少し時間かけたっていいんじゃないかと思う。余りにも、私は、そしゃくといいですか、内容を深める努力が足りなくて、ただ恐らくそういう関係業者のほうから苦情があったんでしょ。そうした中で、余りにも場当たりのいいですか、もう少し法的な構成要件なり何なりというものを勉強した上で、それでこういう形でやるんですと、そしてこの条例の効果はこういうふうにあるんですということにせんとね、ただいたずらに条例ばかりができて、むしろこれで実効が上がらなかつたら、行政の権威が失墜しますよ。そうしたことも踏まえて、やはりどうせ提案をされるのであるならば、効果が上がるような形での条例整備というか、条例体系の整備を要望をしておきたいと思います。そうした意味で、提案されたわけですから、撤回するというわけにいかんでしょうから、もし近い将来において検討する余地があるかどうかについて、お尋ねをさせていただきたいと思います。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 議員御指摘のように、確かに実効性が伴っているかという分については御指摘のとおりと考えておりますが、先ほど答弁の途中でありましたけども、住民の方に今資源ごみで環境の負荷のかからない分別収集の協力を得て、分別収集を行っております。この資源ごみにつきましては、回収した部分について売却益を得るということで、それは市民の協力により財政負担の状況も軽減されるということをお願いしておりますし、自治会の方からも、やはりそういう住民が協力して出されたものを持ち去られるという部分について一定の抑止力といいですか、一定の制限を設けて、法的な位置づけで明確にし、それが資源ごみの持ち去りの減量につながるということも1つの考えで、今回抑止力を主とした条例改正を提案をさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いいいたします。

（3番宮原忠行君「3回行ったよね」と呼ぶ）

副議長（稲田雅士君） はい。

12番。

12番（吉田 基君） どのくらいの損害があるか。何年前ぐらいからそういう状況にな

っておるのか。

もう一つ関連しとるんですが、不法投棄があるでしょう、ごみの家電。関係ないけど、やり得は許されんという、そういう観点からしても、やっぱり罰則とか、整備できるんはしてもらいたいと思うんです。そうすると、市民も見かけたら注意できるでしょう。条例つくること、大変いいことですよ。だから、もっと明確に、宮原議員が言うように、実効性のあるものというのは、確かに僕もそう思います。だから、損害額だけ、例えば100万円とか200万円、相当な額に累積したらかなり行っとるような気もしないでもないんで、ちょっと教えてやってください。終わり。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 資源ごみの回収量で言いますと、平成16年と20年を比較しますと、新聞では約100トン、雑誌については約70トン減少しております。これは、当然市内のいろんな団体が回収する、子供会等が回収する資源ごみも含めたものであります。事実、16年から20年の人口減によりまして自然減という部分はありますけども、ちょっと今単純に100トンが減ったということになれば、そのときの新聞のレートがちょっと……。

（12番吉田 基君「明確にできんと」と呼ぶ）

その100トンで当然単価によってそのトン数分は減額となるということで御理解のほどをよろしくお願いします。

副議長（稲田雅士君） 12番。

12番（吉田 基君） やっぱりあれなんよね、認識がちょっと甘いんよ。不法投棄だってそうでしょう、何遍も何遍も言うてきてもできんとというのは。そこらあたりは、心を新たにして対応をしていただくようお願いして、質疑とさせていただきます。

副議長（稲田雅士君） 5番。

5番（鴨宮弘宜君） 私も、この議案第18号については、本当にいいといたしますか、本当に資源ごみを勝手に持ち去らないということで趣旨はよくわかるんですが、先ほど同僚議員3番議員に御答弁ございました。窃盗罪として告発するんだということを聞いて、ちょっとこれは待てよという気持ちでしたわけでございます。これで、この条例通りでしたら、4月1日からもう施行でございませう。1カ月ない中で、周知期間っていうのを私はとるべきではないかなと。というのは、窃盗罪に告発されるわけですよ。これを例えばいろんな条例でございます、たばこのポイ捨て条例とか。これは、違反すると、エリアが決まっ

ていて、そこで吸ったり、ポイ捨てすると、1,000円とか何千円とかですね、徴収員がいて徴収できるんだと。しかし、それでも3カ月、半年、周知期間を経てやっておられる。

この資源ごみの持ち去りについても、ほとんど罪の意識がないままにされてる方もいらっしゃると思うんですよ、ええとこに新聞があったとか。悪意を持って、持ち去らない方もいらっしゃると思うんです。例えば、先ほどもございました、子供会で廃品回収しようと言うたときに、ああ、ここにちょうどあったけん、今度日曜日に廃品回収するけん持っていこうといったときに、そりゃあ窃盗罪が適用されるのを知らんと思うんです。それを周知するんはしっかりしていただいた上で、そして罰則というのはこういうのがあるんですというのをやっぱり周知する期間をやらないと。いきなり窃盗罪で告発されると。これが、市の職員じゃなくて、住民同士が、これをよく知ってる人が、隣の人が持っていきよったと。なら、告発できるわけですよ、今の御説明からいうと。そうすると、やはり私はこれはちょっと慎重に……。これをするには、私は大賛成です。ですけども、もう少し周知期間、例えばごみの収集する場所を書いて、何月何日から施行されますけれども、資源ごみを勝手に持ち去った場合は窃盗罪として告発される場合がありますというようなことを書かれるとか、もちろん広報で何カ月間か周知徹底をするとか、チラシを配布する。これは、大変大きな問題になり得ると思うんです。だから、私、この窃盗罪とか公務執行妨害云々というのが聞かなければ、このままぜひ早いうちにやっていただきたいという気持ちはあったんですけども、3番議員の質問に対する御答弁の中で、窃盗罪として告発することがあるんだということを聞いて、ちょっとこれは周知期間を十二分にとっていただくべきじゃないかなと思うんですが、その件について御答弁をお願いします。

副議長（稲田雅士君） 市民生活課長、答弁。

市民生活課長（大澤次朗君） 濟いません。大変申しわけございません。先ほどの3番議員のときに、窃盗罪で立件できるというような御答弁を申し上げましたが、ちょっと大変申しわけない。現実に所有権をやっても、全国で窃盗罪で立件ということは非常に困難であるということで、今回所有権並びに罰則規定を設けずに抑止力を主とした条例改正をさせていただいたという部分について、先ほどの答弁の間違った部分についてはお断り申し上げます。先ほども申し上げましたように、住民の協力によって収集したものについては、その持ち去る行為という部分については、自治会と連携しまして、集積場所等には、そういう持ち去りは条例で禁止されております等々の啓発というんですか、掲示、周知を

しながら、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

済いません。先ほどの窃盗罪については訂正させていただきます。

副議長（稲田雅士君） いいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 18

副議長（稲田雅士君） 日程第 18、議案第 19 号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 19 号竹原市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、榎町市営駐車場を設置するとともに、使用料の額及び算定方法を改めるなど、必要な規定の整備を行うものであります。

改正の内容につきましては、市が設置する駐車場として新たに榎町市営駐車場を設置するとともに、新町観光駐車場の名称を新町市営駐車場に改め、また、駐車場の使用料について、最初の 3 時間まで 300 円、その後 1 時間につき 50 円としていたものを、1 時間につき 100 円とするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 19

副議長（稲田雅士君） 日程第 19、議案第 20 号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 20 号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、租税特別措置法の一部改正による条項移動に伴い、同法の規定を引用している条例について、引用条項の整理を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20

副議長（稲田雅士君） 日程第20、議案第21号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第21号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成22年3月31日まで実施することとされている市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を、平成23年3月31日まで1年間延長するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

明3月3日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 5 5 分 散会